

2026



京都の

労働災害の現状

京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5か年

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上の死傷者数を減少させる（令和4年確定値）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

— 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて —

京都労働局

令和8年5月



は し が き

京都府内の労働災害による死亡者数は、多くの関係者の努力により、長期的には減少し、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回っています。

また、労働災害による休業4日以上之死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年の約6,200人から減少し、平成20年以降は2,500人前後で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。

令和7年の労働災害による死亡者数は、全産業で7人となり、前年の5人と比べて2人増加しました。また、休業4日以上之死傷者数は、新型コロナウイルス感染関連の労働災害55人を除くと2,694人となり、前年比134人、5.2%増加しています。

一方、一般健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は、令和7年は**61.88%**（対前年比**1.29**ポイント増加）と全国平均値**59.68%**を上回り、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も高水準で推移しています。

本年度は、「京都労働局 第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度の5年間）の4年目となります。計画の目標では、第14次防期間の死亡者数を52人以下とし、令和4年と比較して令和9年の死傷者数を減少させるとしています。

1年目から目標の達成が厳しい状況となっており、**労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて**、同計画の定める「8つの重点対策」である

- ①「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」
- ②「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」
- ③「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」
- ④「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」
- ⑤「個人事業主等に対する安全衛生対策の推進」
- ⑥「業種別の労働災害防止対策の推進」
- ⑦「労働者の健康確保対策の推進」
- ⑧「化学物質等による健康障害防止対策の推進」

と、重点対策における取組の進捗状況を確認する「アウトプット指標」及びその取組の成果として期待される事項の達成目標となる「アウトカム指標」を設定して、事業場における安全衛生対策を積極的かつ計画に推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去68年（昭和33年～令和7年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成28年～令和7年）	4, 5
3	令和7年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	監督署別（対前年比較）棒、円グラフ	7
3-3	監督署別（業種別）	8
3-4	業種別・事故の型別	9
3-5	業種別・起因物別	10
3-6.7	事故の型別・起因物別（円グラフ）	11
3-8.9	重点業種別、事故の型別・起因物別（棒グラフ）	12
3-10.11	事業場規模別・年齢別（棒グラフ）	13
3-12	高齢労働者の労働災害発生状況	14, 15
4	死亡災害の推移 過去68年（昭和33年～令和7年）	16
5	令和7年 死亡災害発生状況（対前年比較）	17
6	令和7年 死亡災害一覧	18

健康確保関係

7	令和7年 定期健康診断実施状況（業種別）	19
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去20年間）	20
8-2	業種別・健診項目別有所見率（令和7年）	21
9	令和7年 特殊健康診断実施状況（対象業務別）	22
10	令和7年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	23

参考資料

11	労働者死傷病報告等労働安全衛生法関係手続きの電子申請義務化	24
12	京都労働局第14次労働災害防止推進計画の概要	25, 26
13	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	27
14	S A F Eコンソーシアム・S A F Eアワードのご案内	28
15	転倒による労働災害防止に向けた取組の徹底について	29, 30
16	高齢者の労働災害防止のための指針の概要（エイジフレンドリー指針）	31, 32
17	外国人労働者に適切な安全衛生教育等を実施しましょう	33
18	「病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援」が努力義務になります！ 「治療を続けながら働く人を応援する事業者の皆様へ」	34～37
19	労働者数50人未満の事業者の皆様へ ストレスチェックが義務になります！	38, 39
20	建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されています	40
21	化学物質リスクアセスメント等の対象となる物質が追加されます	41
22	職場における熱中症対策の強化について	42
23	お役立ちリンク集(安全・衛生)	43

2-1 年別・業種別 労働災害発生状況(平成28年～令和2年)

京都労働局

業 種	年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
全 産 業		2,296 ⑧	2,430 ⑳	2,478 ㉑	2,389 ㉒	2,528 ㉓
製 造 業		435	483 ③	458 ①	448 ①	449 ①
食 料 品 製 造 業		143	151	153	148	150
繊維工業・繊維製品製造業		15	26	15	25	8
木材・木製品・家具等製造業		19	27	18	14	25
パルプ・紙・印刷・製本業		29	39	26	29	22
化 学 工 業		20	24	29	30	31
窯業土石製品製造業		18	16	13	10	14
鉄鋼・非鉄金属製造業		15	9	11	16	12
金 属 製 品 製 造 業		54	63	46	58	60
一般機械器具製造業		23	37	45	44	42
電気機械器具製造業		30	27	28	30	25
輸送用機械等製造業		13	18	21	13	9
電気・ガス・水道業		4	0	2	2	4
その他の製造業		52	46	51	29	47
鉱 業		3	8	2	1	6 ①
建 設 業		271 ②	304 ⑩	296 ③	268 ⑦	295 ②
土 木 工 事 業		47	67	50	48	62
建 築 工 事 業		170	187	202	160	169
木造家屋等建築工事業		57	45	57	33	42
その他の建設業		54	50	44	60	64
運 輸 業		410 ①	412 ④	430 ①	369 ①	378 ②
鉄道等・道路旅客運送業		156	135	129	117	74
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		252	275	300	250	303
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	1	2	1
農林・畜産・水産業		73 ③	65	77	64	62
林 業		36	26	30	26	23
商 業		336 ①	331 ②	363 ④	358 ①	369 ②
小 売 業		232	257	248	254	253
金 融・広 告 業		22	22	23	32	32
保 健 衛 生 業		276	272	288	317	459 ①
社 会 福 祉 施 設		216	211	214	232	317
接 客 娯 楽 業		176 ①	187	223	194	171
旅 館 業		37	42	43	38	28
飲 食 店		117	118	136	114	113
ゴルフ場の事業		14	9	15	18	13
清 掃・と 畜 業		126	153 ①	121	119 ①	117
ビルメンテナンス業		53	72	55	53	70
産業廃棄物処理業		35	30	30	27	21
そ の 他		168	193 ①	197	219 ③	190
警 備 業		31	28	32	32	46

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2-2 年別・業種別 労働災害発生状況(令和3年～令和7年)

(令和3年以降は、新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全 産 業		2,528 ⑮	2,489 ⑩	2,672 ⑰	2,560 ⑤	2,694 ⑦
製 造 業		452 ②	417	455 ⑤	469 ②	487
食 料 品 製 造 業		139	148	156 ②	179	173
繊維工業・繊維製品製造業		12	22	19	14	23
木材・木製品・家具等製造業		22	11	21	16	15
パルプ・紙・印刷・製本業		35 ①	25	47	24	30
化 学 工 業		21	33	32	29 ①	42
窯業土石製品製造業		18	7	14	12	13
鉄鋼・非鉄金属製造業		11	11	10	17	19
金 属 製 品 製 造 業		56	46	55 ②	47	49
一般機械器具製造業		56	41	29 ①	40	25
電気機械器具製造業		23	13	25	32	25
輸送用機械等製造業		12	15	5	11	16
電気・ガス・水道業		3	2	2	1 ①	5
そ の 他 の 製 造 業		44 ①	43	40	47	52
鉱 業		3 ①	2	1	4	5
建 設 業		263 ①	252 ⑤	266 ③	207	238 ②
土 木 工 事 業		47	53 ②	47	31	51
建 築 工 事 業		161	163 ③	132 ③	125	130 ②
木造家屋等建築工事業		35	33 ①	42	32	38
そ の 他 の 建 設 業		55 ①	36	87	51	57
運 輸 業		402 ①	411	403 ④	366 ②	347 ①
鉄道等・道路旅客運送業		77	76	86 ②	84	100
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		325 ①	332	316 ②	276 ②	242 ①
その他の運輸交通・港湾運送業		0	3	1	6	5
農林・畜産・水産業		59 ①	58 ①	68 ①	58	50
林 業		20 ①	19	25 ①	19	18
商 業		387 ②	371 ①	413 ②	411	493 ②
小 売 業		297 ①	281 ①	301 ①	296	323 ②
金 融 ・ 広 告 業		26	23	19	21	20
保 健 衛 生 業		424	389	435 ①	411	471
社 会 福 祉 施 設		322	272	347	304	350
接 客 娯 楽 業		177	197	232	243	232
旅 館 業		33	37	57	57	50
飲 食 店		105	118	138	142	149
ゴ ル フ 場 の 事 業		20	19	17	12	15
清 掃 ・ と 畜 業		118 ③	154 ②	172	151 ①	131
ビルメンテナンス業		75 ①	82	106	81 ①	76
産業廃棄物処理業		25 ②	28 ①	23	35	26
そ の 他		217 ④	215 ①	208 ①	219	220 ②
警 備 業		48 ③	35	31	28	46

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 令和7年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	休業4日以上之死傷災害				死 亡 災 害		
		7年	6年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	7年	6年	対前年 増 減
全 産 業		2,694	2,560	134	5.2	7	5	2
製 造 業		487	469	18	3.8		2	-2
食 料 品 製 造 業		173	179	-6	-3.4			
繊維工業・繊維製品製造業		23	14	9	64.3			
木材・木製品・家具等製造業		15	16	-1	-6.3			
パルプ・紙・印刷・製本業		30	24	6	25.0			
化 学 工 業		42	29	13	44.8		1	-1
窯業土石製品製造業		13	12	1	8.3			
鉄鋼・非鉄金属製造業		19	17	2	11.8			
金 属 製 品 製 造 業		49	47	2	4.3			
一般機械器具製造業		25	40	-15	-37.5			
電気機械器具製造業		25	32	-7	-21.9			
輸送用機械等製造業		16	11	5	45.5			
電気・ガス・水道業		5	1	4	400.0		1	-1
その他の製造業		52	47	5	10.6			
鉱 業		5	4	1	25.0			
建 設 業		238	207	31	15.0	2		2
土 木 工 事 業		51	31	20	64.5			
建 築 工 事 業		130	125	5	4.0	2		2
木造家屋等建築工事業		38	32	6	18.8			
その他の建設業		57	51	6	11.8			
運 輸 業		347	366	-19	-5.2	1	2	-1
鉄道等・道路旅客運送業		100	84	16	19.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		242	276	-34	-12.3	1	2	-1
その他の運輸交通・港湾運送業		5	6	-1	-16.7			
農林・畜産・水産業		50	58	-8	-13.8			
林 業		18	19	-1	-5.3			
商 業		493	411	82	20.0	2		2
小 売 業		323	296	27	9.1	2		2
金融・広告業		20	21	-1	-4.8			
保 健 衛 生 業		471	411	60	14.6			
社 会 福 祉 施 設		350	304	46	15.1			
接 客 娯 楽 業		232	243	-11	-4.5			
旅 館 業		50	57	-7	-12.3			
飲 食 店		149	142	7	4.9			
ゴルフ場の事業		15	12	3	25.0			
清 掃 ・ と 畜 業		131	151	-20	-13.2		1	-1
ビルメンテナンス業		76	81	-5	-6.2		1	-1
産業廃棄物処理業		26	35	-9	-25.7			
そ の 他		220	219	1	0.5	2		2
警 備 業		46	28	18	64.3			

※休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

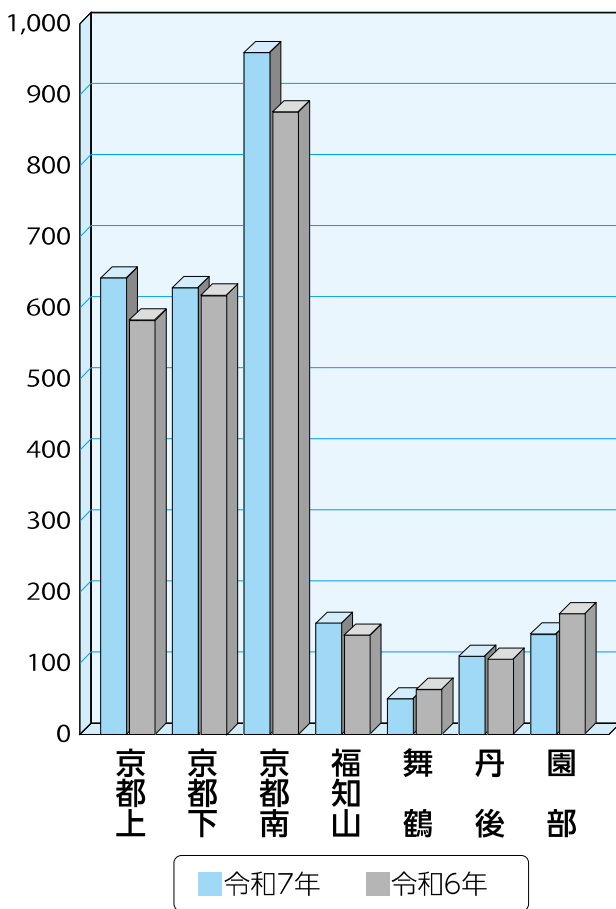
(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

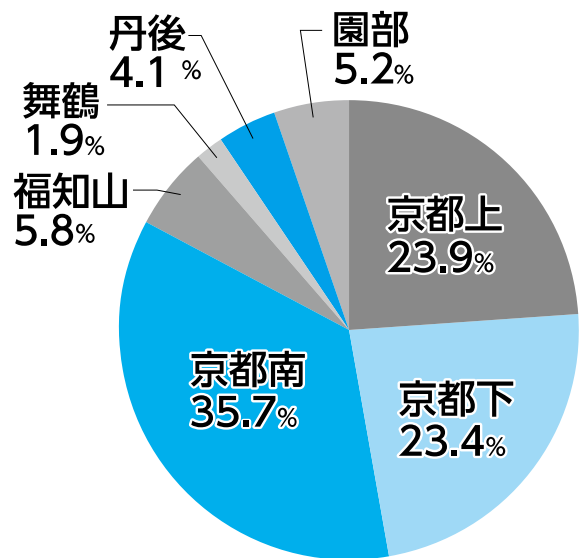
年別 署別	休業4日以上の死傷災害								
	令和7年			令和6年			増減数・率		
	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	死傷災害	死亡災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)	
京都労働局	2,694	7	100.0%	2,560	5	100.0%	134	2	5.2%
京都上	644	4	23.9%	584		22.8%	60	4	10.3%
京都下	630	1	23.4%	619		24.2%	11	1	1.8%
京都南	962	1	35.7%	878	3	34.3%	84	-2	9.6%
福知山	157		5.8%	140		5.5%	17		12.1%
舞鶴	50		1.9%	63	2	2.5%	-13	-2	-20.6%
丹後	110	1	4.1%	106		4.1%	4	1	3.8%
園部	141		5.2%	170		6.6%	-29		-17.1%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

監督署別 対前年比較



令和7年 監督署別 発生割合



3-3 令和7年 京都府内の監督署別・業種別 労働災害発生状況

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

業 種	年 別	休業4日以上の死傷災害							
		京都局	京都上	京都下	京都南	福知山	舞鶴	丹後	園部
全 産 業		2,694	644	630	962	157	50	110	141
製 造 業		487	36	117	224	45	9	17	39
食 料 品 製 造 業		173	14	37	84	16		7	15
繊維工業・繊維製品製造業		23	3	7	8	2		3	
木材・木製品・家具等製造業		15		1	3	4	2	1	4
パルプ・紙・印刷・製本業		30	4	5	15	2	1	1	2
化 学 工 業		42	3	7	22	7		1	2
窯業土石製品製造業		13			6	1	2	1	3
鉄鋼・非鉄金属製造業		19		8	6	2			3
金属製品製造業		49	1	8	34	4			2
一般機械器具製造業		25	1	13	11				
電気機械器具製造業		25	3	7	8	5			2
輸送用機械等製造業		16	2	6	2	2	2		2
電気・ガス・水道業		5	1	1	2		1		
その他の製造業		52	4	17	23		1	3	4
鉱 業		5			2	2			1
建 設 業		238	71	43	66	19	7	19	13
土 木 工 事 業		51	12		24	5	2	4	4
建 築 工 事 業		130	53	27	22	9	1	12	6
木造家屋等建築工事業		38	20	3	3	3		6	3
その他の建設業		57	6	16	20	5	4	3	3
運 輸 業		347	48	79	181	13	6	5	15
鉄道等・道路旅客運送業		100	39	34	18	2		3	4
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		242	8	44	163	11	6	2	8
その他の運輸交通・港湾運送業		5	1	1					3
農林・畜産・水産業		50	17	1	11	6	1	4	10
林 業		18	8			3		3	4
商 業		493	120	119	176	25	11	24	18
小 売 業		323	93	71	96	19	9	21	14
金 融・広 告 業		20	4	13	2				1
保 健 衛 生 業		471	158	97	153	22	3	18	20
社 会 福 祉 施 設		350	118	68	110	20	3	15	16
接 客 娯 楽 業		232	76	71	57	4	4	11	9
旅 館 業		50	18	21	2			8	1
飲 食 店		149	56	44	35	4	4	2	4
ゴルフ場の事業		15	1		10			1	3
清 掃・と 畜 業		131	44	36	30	12	4	1	4
ビルメンテナンス業		76	36	21	9	6	3		1
産業廃棄物処理業		26	2	1	16	4		1	2
そ の 他		220	70	54	60	9	5	11	11
警 備 業		46	10	13	19	2		1	1

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。

3-4 令和7年労働災害発生状況 業種別・事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

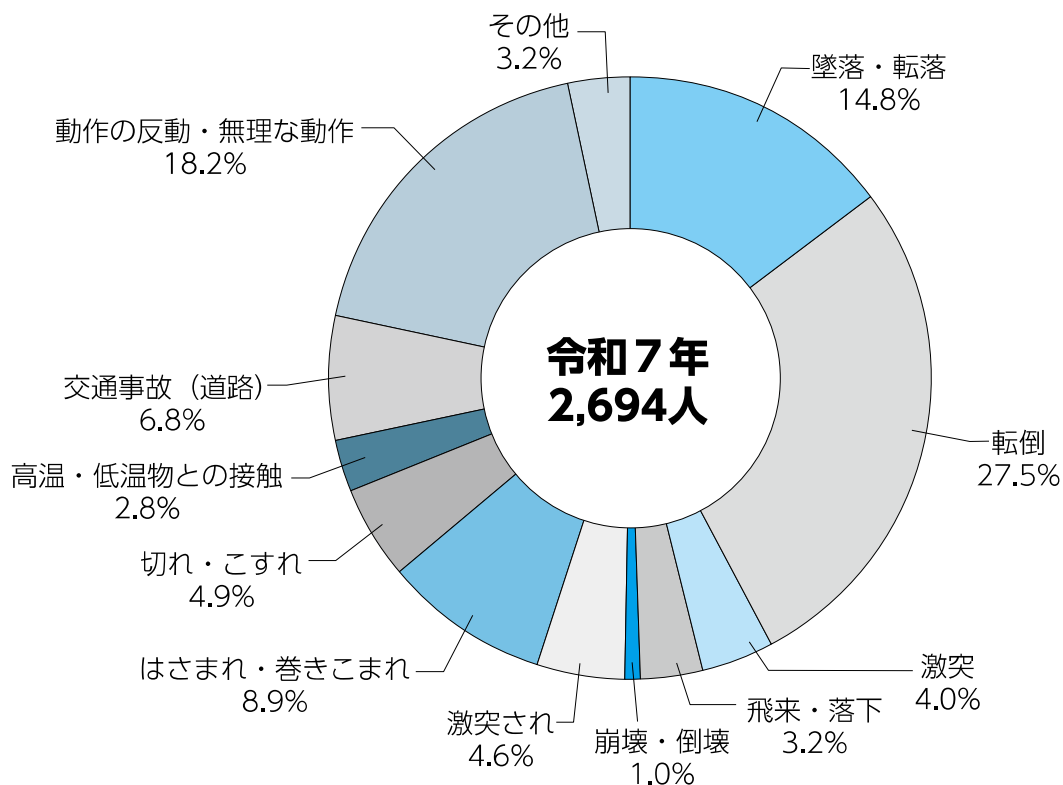
京都労働局

業種	事故の型	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温の接触	低温の接触	有電	感電	爆裂	火災	交通(道路)	交通(その他)	無動作の反動	その他	分類不能	合計	新型コロナウイルス感染症関係	
																							398
全産業		50	103	17	24	10	26	124	240	133	1	76	17	3	1	184	2	491	61	1	2694	55	
製造業		12	49	6	9	10	26	121	240	133	1	16	10	2	8	63	4	487	0	0	487	0	
食料製造業		2	5	1	1	1	9	36	15	15		7	3		3	24		173	0	0	173	0	
繊維工業・繊維製品製造業		2	1	1	1	1	1	10							2	1		23	0	0	23	0	
木材・木製品・家具等製造業		1	7	2	1	2	3	6	5	5				1		7	1	15	0	0	15	0	
パルプ・紙・印刷・製本業		7	8	3	1	3	2	11	2	2		1				5		30	0	0	30	0	
窯業・土石製品製造業		3	2	1	1	2	2	3				1		1		1		42	0	0	42	0	
鉄鋼・非鉄金属製造業		2	3	1	1	3	2	8				1				1		13	0	0	13	0	
金属製品製造業		7	3	1	1	2	5	18	2	2		2				4	1	49	0	0	49	0	
一般機械器具製造業		2	3	3	4	3	3	1	6	1		1				1		25	0	0	25	0	
電気機械器具製造業		3	8	3	3	3	1	6	5	5		1				4	1	25	0	0	25	0	
輸送用機械等製造業		1	2	1	1	2	2	4	1	1		2				4		16	0	0	16	0	
電気・ガス・水道業		8	9	1	2	1	1	1	1	1		4			3	11	1	5	0	0	5	0	
その他の製造業		1	2	2	1	1	8	2	2	2		2	4					52	0	0	52	0	
鉱業		1	2	2	1	1	2	2	2	2		2	4					5	0	0	5	0	
建設業		77	29	16	25	6	13	25	18	18		6	1	1	4	1	15	1	238	0	238	0	
土木工事業		14	4	3	8	1	3	12	4	4					1	1		51	0	0	51	0	
建築工事業		48	18	5	10	5	6	10	10	10		5			3	1	9		130	0	130	0	
木造家屋等建築工事業		16	5	1	2	2	1	2	5	5		1				1	2		38	0	38	0	
その他の建設業		15	7	8	7	4	4	3	4	4		1	1	1		6		6		57	0	57	0
運輸業		70	17	11	11	5	23	29	4	4		6			45	57	10	347	0	0	347	0	
鉄道等・道路旅客運送業		14	17	5	5	1	1	2	2	2		4			29	20	6	100	0	0	100	0	
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		53	52	12	11	5	22	27	2	2		2			16	36	4	242	0	0	242	0	
その他の運輸交通・港湾運送業		3	1	1	1	1	1	1	1	1		1				1		5	0	0	5	0	
農林・畜産・水産業		15	6	2	2	2	7	7	5	5						5	1	50	0	0	50	0	
林業		2	2	2	2	2	6	2	2	2						1	1	18	0	0	18	0	
小売業		75	190	12	11	3	16	24	25	25		10	2		28	88	7	493	0	0	493	0	
商業		48	134	5	7	3	8	11	17	17		7	1		19	58	5	323	0	0	323	0	
金融・広告業		2	6	1	1	1	15	10	31	31		28	3		5	2	1	20	0	0	20	0	
保健衛生業		35	136	13	4	4	14	9	8	8		2	1		52	172	25	471	54	54	471	54	
社会福祉施設		21	97	12	3	3	13	9	5	5		2	1		44	126	17	350	25	25	350	25	
接客娯楽業		26	64	12	3	3	15	10	31	31		28	3		5	34	1	232	0	0	232	0	
旅館		10	13	4	1	1	3	1	2	2		3	2			11		50	0	0	50	0	
飲食店業		7	40	7	1	1	7	7	28	28		25	1		5	20	1	149	0	0	149	0	
ゴルフ場の事業		3	6	1	1	1	2	2	1	1						2		15	0	0	15	0	
清掃・と畜業		19	50	8	4	4	5	10	2	2		3			3	24	3	131	0	0	131	0	
ビルメンテナンス業		11	38	5	1	1	3	2	2	2		2			2	10	2	76	0	0	76	0	
産業廃棄物処理業		5	6	1	2	2	5	1	1	1					1	4	1	26	0	0	26	0	
その他の備業		28	88	8	1	2	5	3	9	9		5			31	31	7	219	1	1	219	1	
警備業		4	22	1	1	1	2	2	2	2		2			7	4	3	46	1	1	46	1	

資料：休業4日以上の死傷者数は労働者数は労働者死傷報告による。

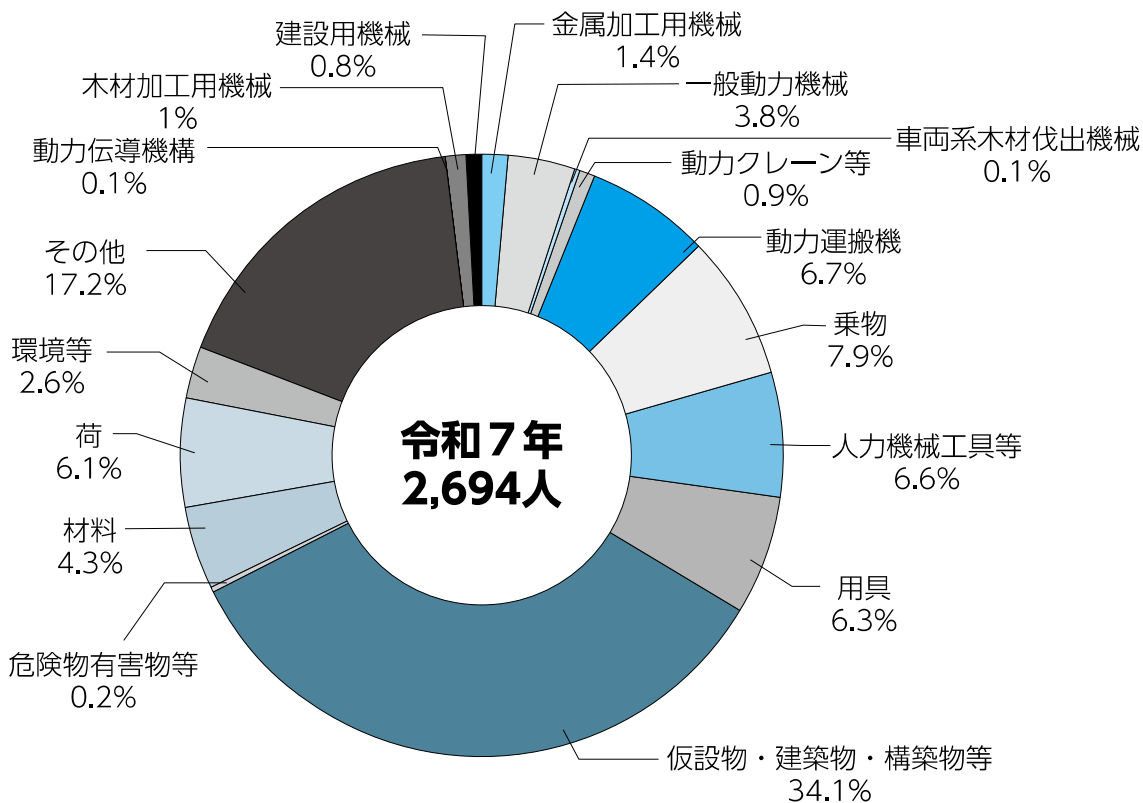
3-6 令和7年 労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)
(全産業 2,694人)



3-7 令和7年 労働災害発生状況 起因物別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)
(全産業 2,694人)

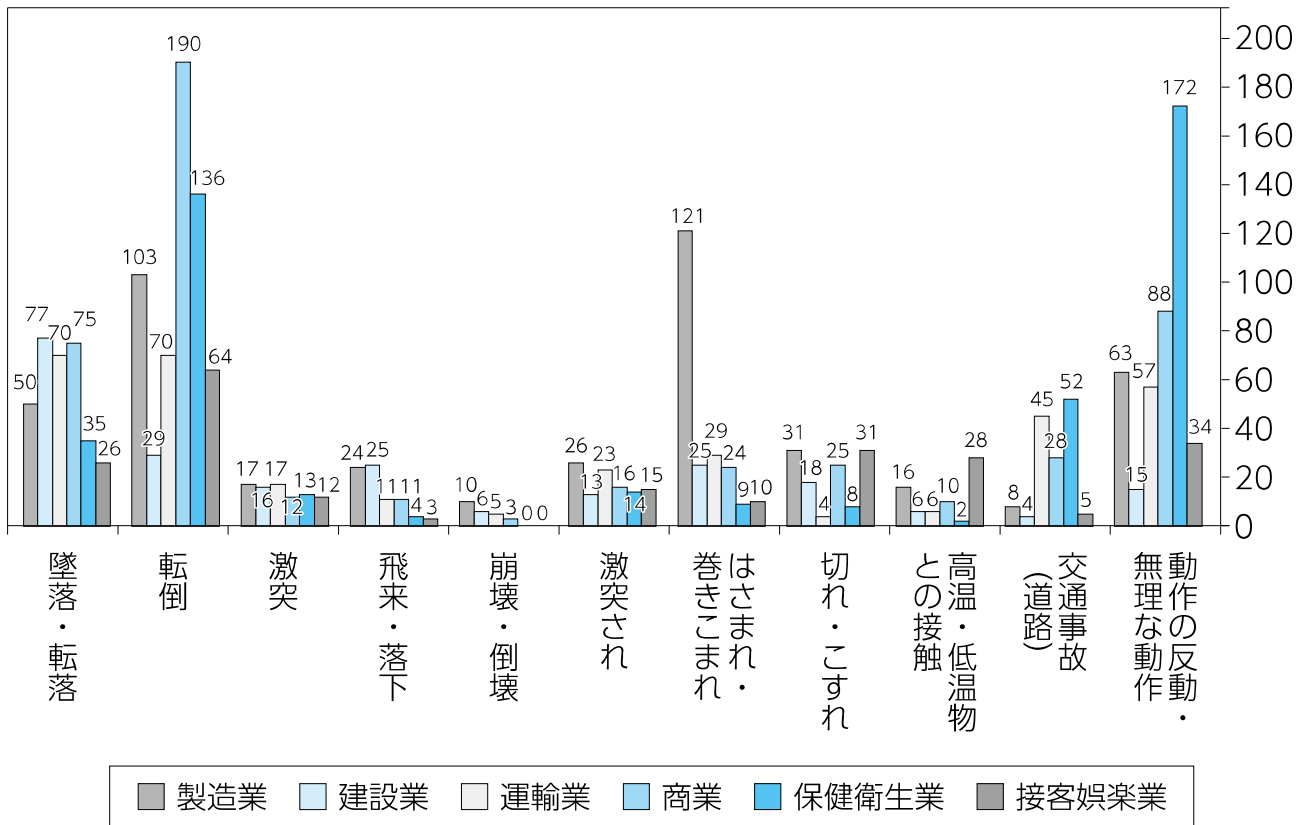


資料：休業4日以上之死傷者数は労働者死傷病報告による。

3-8 令和7年 労働災害発生状況 事故の型別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

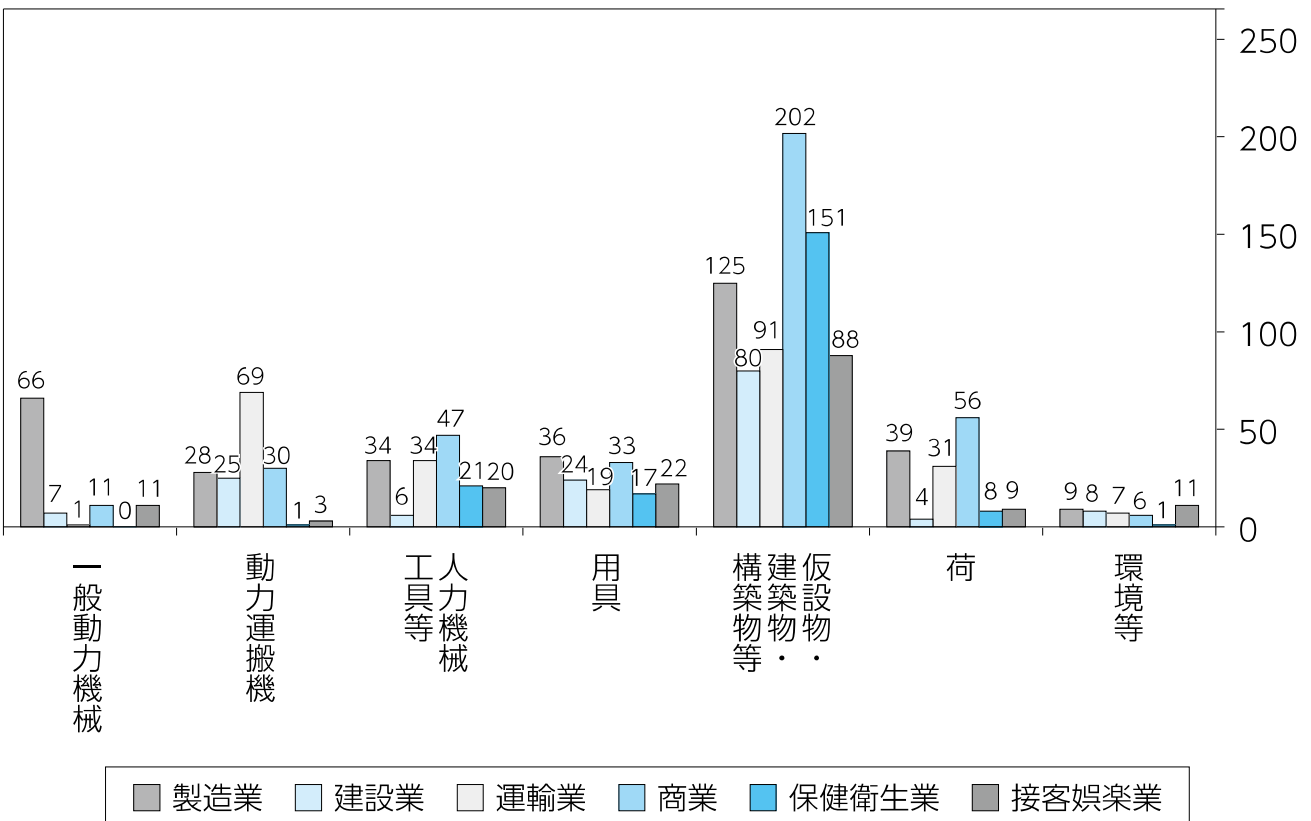
(重点業種別)



3-9 令和7年 労働災害発生状況 起因物別

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

(重点業種別)



※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。

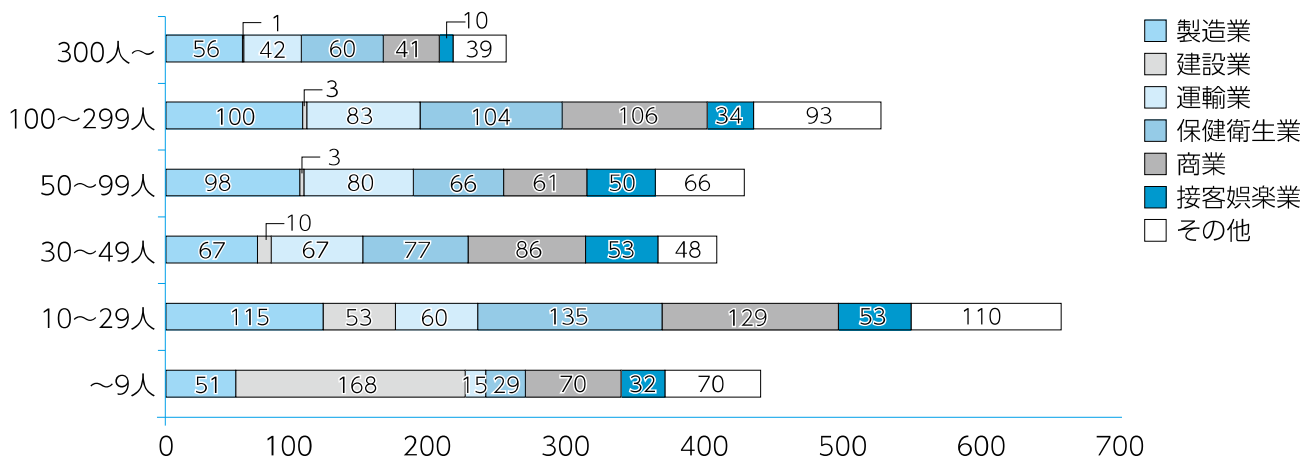
3-10 令和7年 労働災害発生状況 事業場規模別

(重点業種別)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	計
製造業	51	115	67	98	100	56	487
建設業	168	53	10	3	3	1	238
運輸業	15	60	67	80	83	42	347
保健衛生業	29	135	77	66	104	60	471
商業	70	129	86	61	106	41	493
接客娯楽業	32	53	53	50	34	10	232
その他	70	110	48	66	93	39	426
計	435	655	408	424	523	249	2,694
割合	16.15%	24.31%	15.14%	15.74%	19.41%	9.24%	100.00%



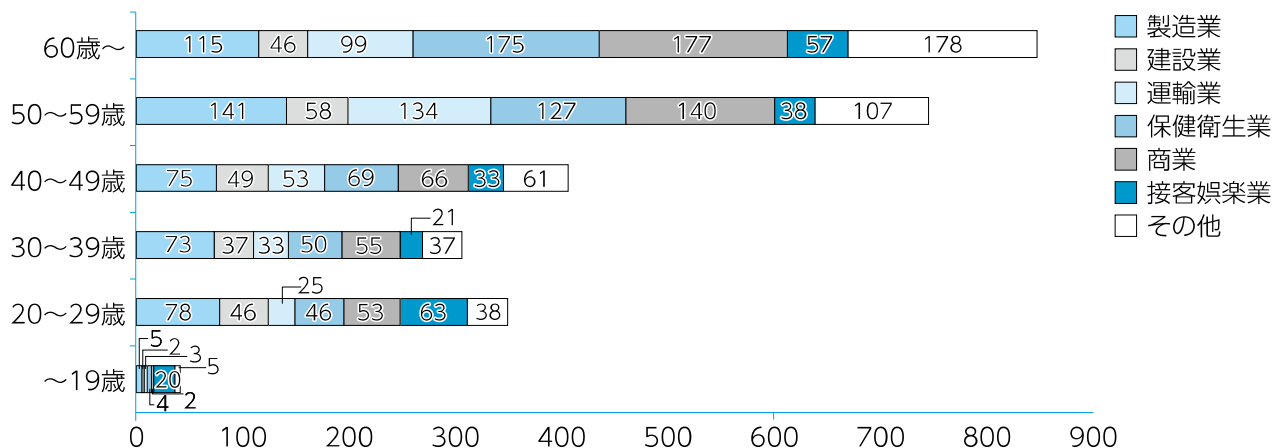
3-11 令和7年 労働災害発生状況 年齢別

(重点業種別)

(新型コロナウイルス感染症関連を除く)

京都労働局

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
製造業	5	78	73	75	141	115	487
建設業	2	46	37	49	58	46	238
運輸業	3	25	33	53	134	99	347
保健衛生業	4	46	50	69	127	175	471
商業	2	53	55	66	140	177	493
接客娯楽業	20	63	21	33	38	57	232
その他	5	38	37	61	107	178	426
計	41	349	306	406	745	847	2,694
割合	1.52%	12.95%	11.36%	15.07%	27.65%	31.44%	100.00%

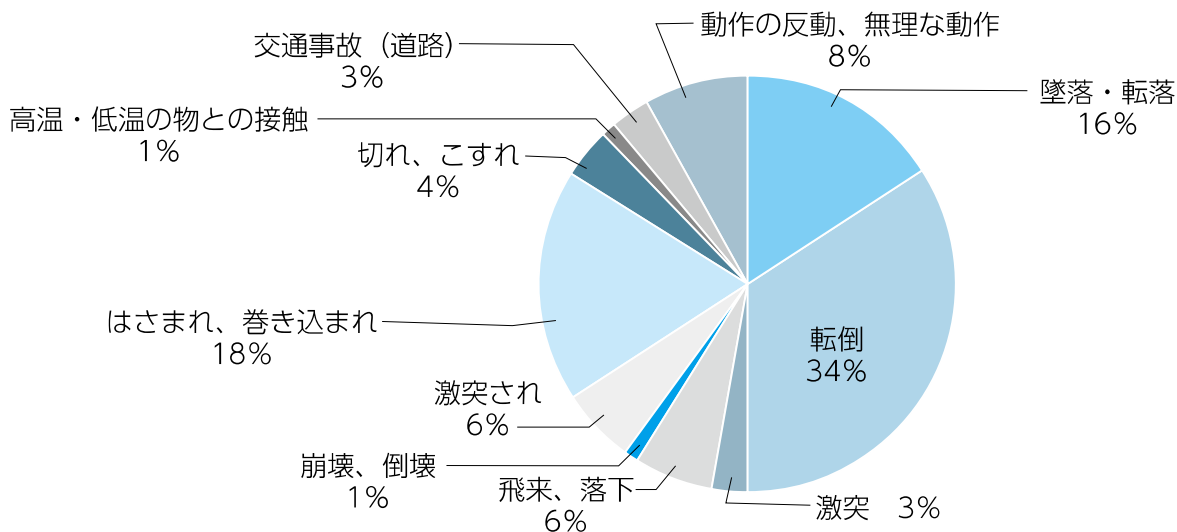


※休業4日以上死傷者数は労働者死傷病報告による。

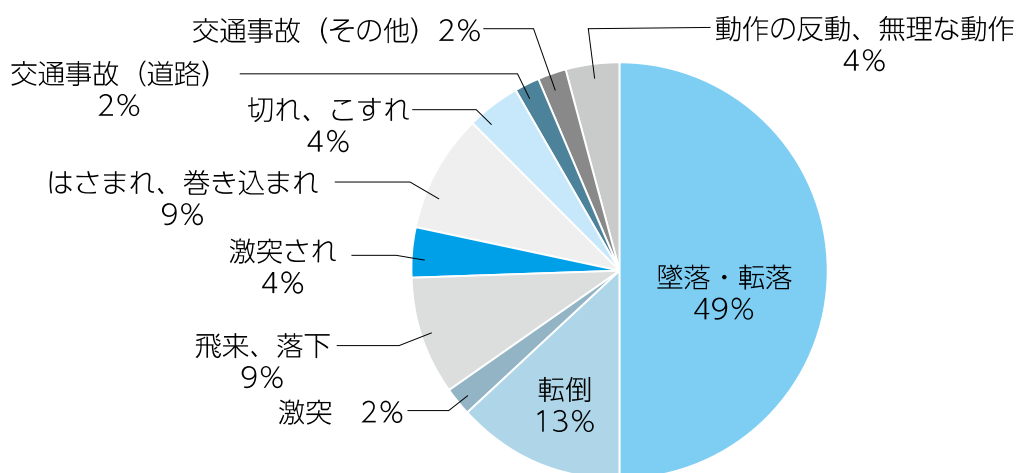
3-12 高齢労働者の労働災害発生状況（令和7年）

60歳以上の労働者・業種別・事故の型別（新型コロナウイルス感染症関連を除く）
 （全業種で847人、全年齢に占める割合31.44%）

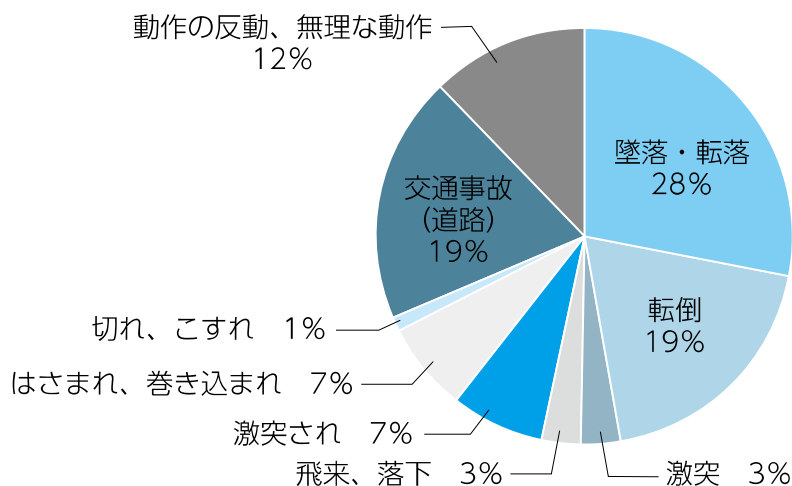
製造業 115人



建設業 46人

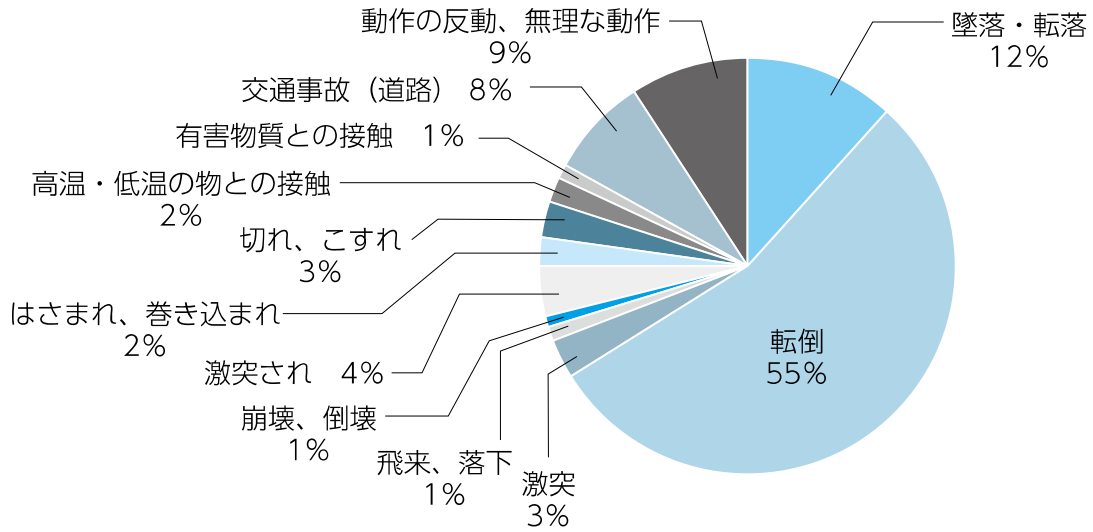


運輸業 99人

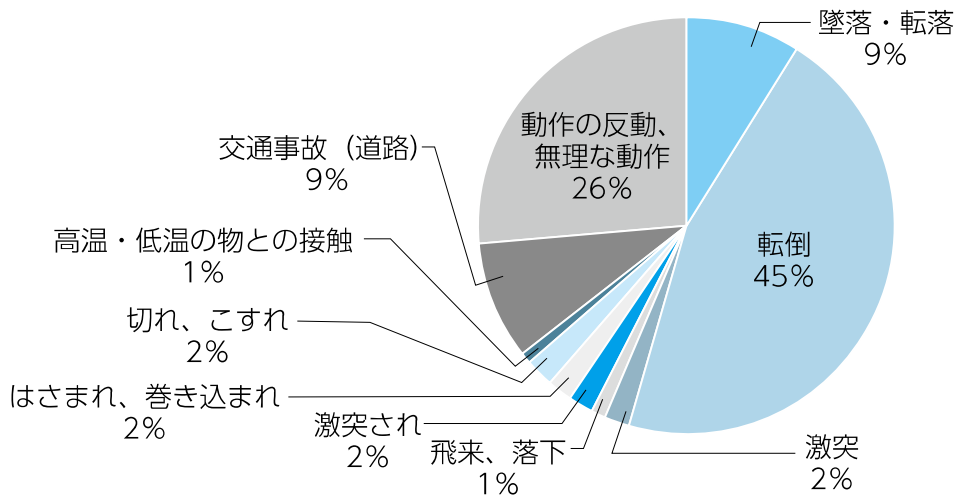


※休業4日以上死傷災害数（割合）は労働者死傷病報告による。

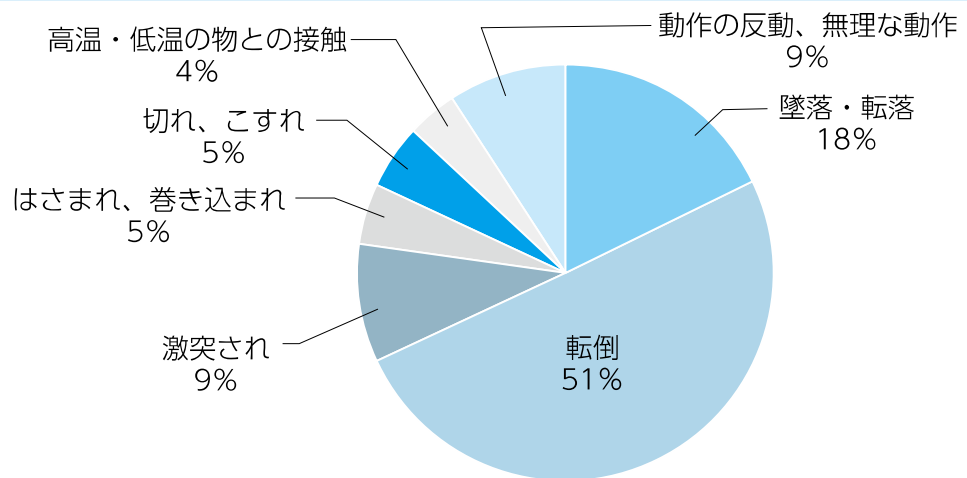
商業 177人



保健衛生業 175人

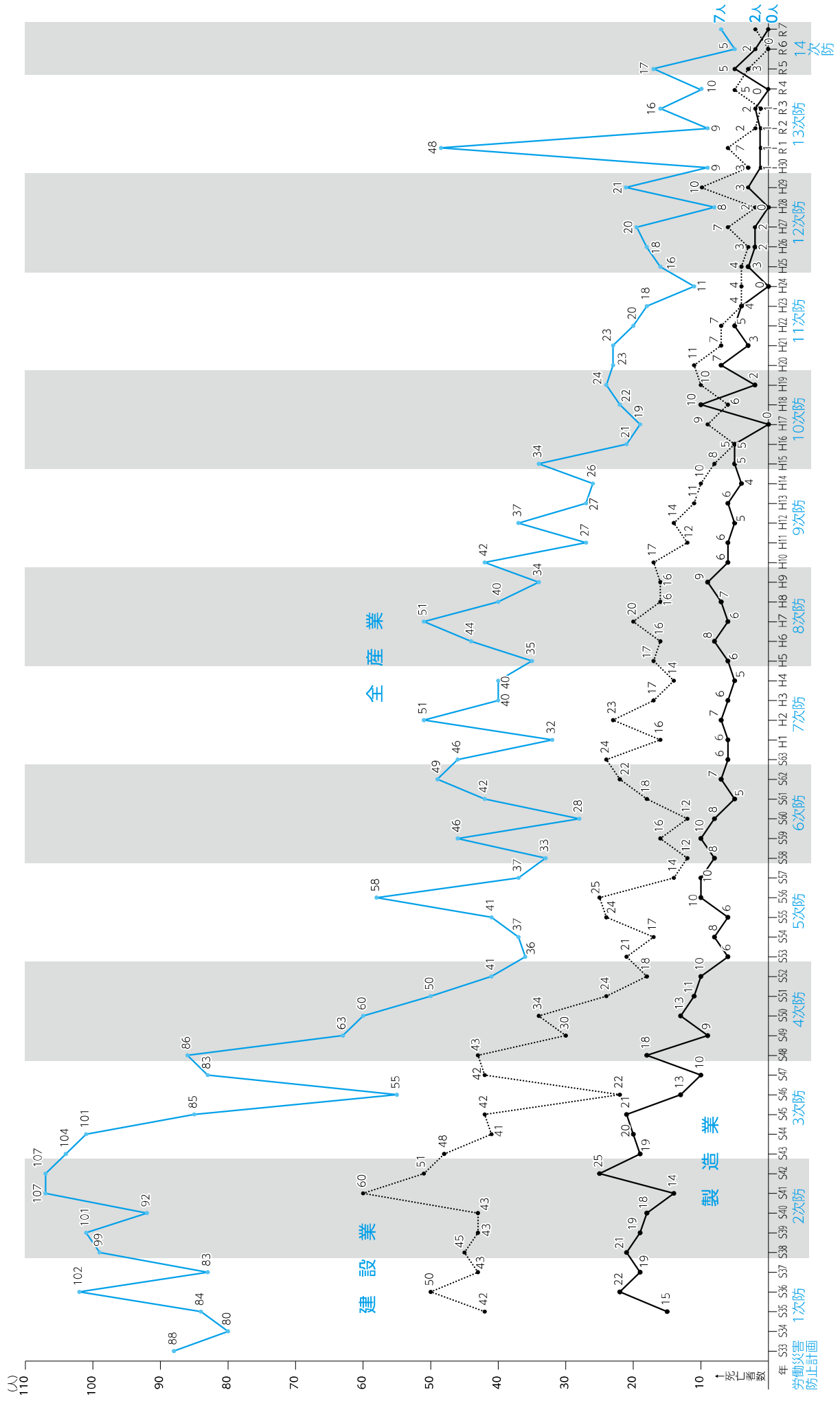


接客娯楽業 57人



※休業4日以上¹の死傷災害数 (割合) は労働者死傷病報告による。

4 死亡災害の推移 1次防から過去68年 (昭和33年～令和7年)



5 令和7年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

京都労働局

1. 業種別発生状況

	7年	6年	増減
全 産 業	7	5	2
製 造 業		2	-2
鉱 業			
建 設 業	2		2
運 輸 業	1	2	-1
農 林・畜 産・水 産 業			
商 業	2		2
そ の 他	2	1	1

業種別発生状況のうち、建設業の内訳

	7年	6年	増減
建 設 業 総 計	2	0	2
土 木 工 事 業			
建 築 工 事 業	2		2
木造家屋等建築工事業			
そ の 他 の 建 設 業			

2. 事故の型別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
事故の型別総計	7	5	2
墜 落・転 落	3	2	1
転 倒			
激 突			
飛 来・落 下		1	-1
崩 壊・倒 壊			
激 突 さ れ		1	-1
はさまれ・巻き込まれ			
切 れ・こ す れ			
踏 み 抜 き			
お ぼ れ			
高温・低温の物との接触			
有害物等との接触			
感 電			
爆 発			
破 裂			
火 災			
交通事故（道路）	2	1	1
交通事故（その他）			
動作の反動、無理な動作			
そ の 他	2		2
分 類 不 能			

3. 起因物別労働災害発生状況

	7年	6年	増減	
起 因 物 総 計	7	5	2	
動力機械	原 動 機			
	動力伝導機構			
	木材加工用機械			
	建設機械等			
	金属加工用機械			
	一般動力機械			
物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	動力クレーン等			
	動力運搬機	1	3	-2
	乗 物	1		1
その他の 装 置 等	化 学 設 備			
	溶 接 装 置			
	電 気 設 備			
	人力機械工具等			
	用 具			
その他の装置・設備				
仮設物・建築物・構築物等	2	1	1	
物 質・ 材 料	危険物・有害物等			
	材 料			
荷		1	-1	
環 境 等	1		1	
そ の 他	その他の起因物			
	起因物なし	2		2
	分 類 不 能			

4. 年齢別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
全 年 齢	7	5	2
19 歳 以 下			
20 歳以上 29 歳以下	1		1
30 歳以上 39 歳以下		1	-1
40 歳以上 49 歳以下	1	2	-1
50 歳以上 59 歳以下	2	1	1
60 歳 以 上	3	1	2

5. 監督署別労働災害発生状況

	7年	6年	増減
京 都 労 働 局	7	5	2
京 都 上 署	4		4
京 都 下 署	1		1
京 都 南 署	1	3	-2
福 知 山 署			
舞 鶴 署		2	-2
丹 後 署	1		1
園 部 署			

※データは死亡災害報告による。

6 令和7年 死亡災害一覧

京都労働局
令和7年3月末確定

No.	災害発生 月 時	業種	事故の型	起因物	被災者概要 事業場規模	災害の概要
1	1月 11時	商業 その他の小売業	その他	起因物なし	男60代 1～9人	長時間労働により旅行先で死亡した。
2	2月 16時	建設業 鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	墜落、転落	仮設物、建築物、 構築物等 (足場)	男20代 1～9人	高さ20メートルの足場作業床上で、ウィンチで巻き上げられた足場材を受け取る際、絡み合った足場材の絡みを解こうと、足場から身を乗り出し揺さぶったところ、足場の手すりが外れ、地上まで墜落した。
3	3月 9時	その他の事業 その他の事業-その他	その他	起因物なし	男40代 1～9人	長時間労働により研修先で死亡した。
4	5月 1時	運輸業 一般貨物自動車運送業	交通事故 (道路)	動力運搬機 (トラック)	男60代 10～29人	トラックを運転中、道路を塞いでいた倒木に衝突した。
5	6月 14時	建設業 その他の建築工事業	墜落、転落	仮設物、建築物、 構築物等 (屋根、はり、もや、 けた、合掌)	男50代 1～9人	小学校塔屋上の防水作業において、校舎屋根端部から1階玄関ひさしまで3.7メートル墜落した状態で発見された。
6	7月 16時	商業 新聞販売業	交通事故 (道路)	乗物 (乗用車、バス、 バイク)	男70代 30～49人	配達用バイクで夕刊配達中、側溝に転落した。
7	9月 15時	その他の事業 その他の事業-その他	墜落、転落	環境等 (地山、岩石)	男50代 100～299人	道路斜面点検調査において、異常・損傷等の点検作業を行うため、当該対象範囲に立ち上がった際に、斜面(最大斜度約80度)で足を滑らせ、34メートル下の川面まで滑落した。

全産業 7

【製造業0 鉱業0 建設業2 運輸業1 林業0 商業2 その他2】

7 令和7年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全 産 業		2,494	256,653	158,810	61.88	59.68
製 造 業		646	76,592	46,367	60.54	58.11
食品製造		120	14,206	8,306	58.47	58.59
繊維工業		9	851	480	56.40	58.14
衣服・繊維		2	146	91	62.33	60.72
木材・木製		4	397	262	65.99	63.93
家具・装備		1	70	57	81.43	59.73
パルプ等		13	973	625	64.23	64.75
印刷・製本		40	3,305	1,983	60.00	59.77
化学工業		73	7,248	4,124	56.90	56.66
窯業・土石		20	2,030	1,419	69.90	60.71
鉄鋼業		7	366	246	67.21	54.88
非鉄金属		9	641	459	71.61	55.87
金属製品		56	3,981	2,532	63.60	61.34
一般機器		100	15,067	9,008	59.79	58.98
電気機器		101	16,607	10,082	60.71	57.87
輸送機器		28	5,442	3,013	55.37	53.99
電気・ガス		15	1,871	1,549	82.79	69.88
他の製造		48	3,391	2,131	62.84	60.72
鉱 業		1	51	38	74.51	70.20
建 設 業		45	3,342	2,177	65.14	65.09
土木工事		8	564	361	64.01	70.34
建築工事		20	1,422	890	62.59	63.52
他の建設		17	1,356	926	68.29	63.94
運 輸 交 通 業		209	16,428	11,692	71.17	66.21
鉄道等		29	2,580	1,434	55.58	49.61
道路旅客		79	7,277	5,783	79.47	74.35
道路貨物		100	6,510	4,425	67.97	67.36
他の運輸		1	61	50	81.97	65.55
貨 物 取 扱 業		25	1,925	1,162	60.36	62.98
陸上貨物		23	1,796	1,081	60.19	62.72
港湾運送		2	129	81	62.79	64.31
農 林 業		0	0	0	0.00	67.70
畜産・水産業						58.53
商 業		407	28,086	17,875	63.64	63.59
金融・広告業		63	7,998	4,895	61.20	58.81
映画・演劇業		8	196	121	61.73	52.18
通信業		30	4,410	2,802	63.54	62.84
教育・研究業		148	23,807	14,685	61.68	58.05
保健衛生業		442	50,861	30,610	60.18	56.40
接客娯楽業		160	6,680	3,679	55.07	57.99
清掃・と畜業		66	5,168	3,969	76.80	69.70
官 公 署		2	69	65	94.20	64.43
他 の 事 業		242	31,040	18,673	60.16	59.07

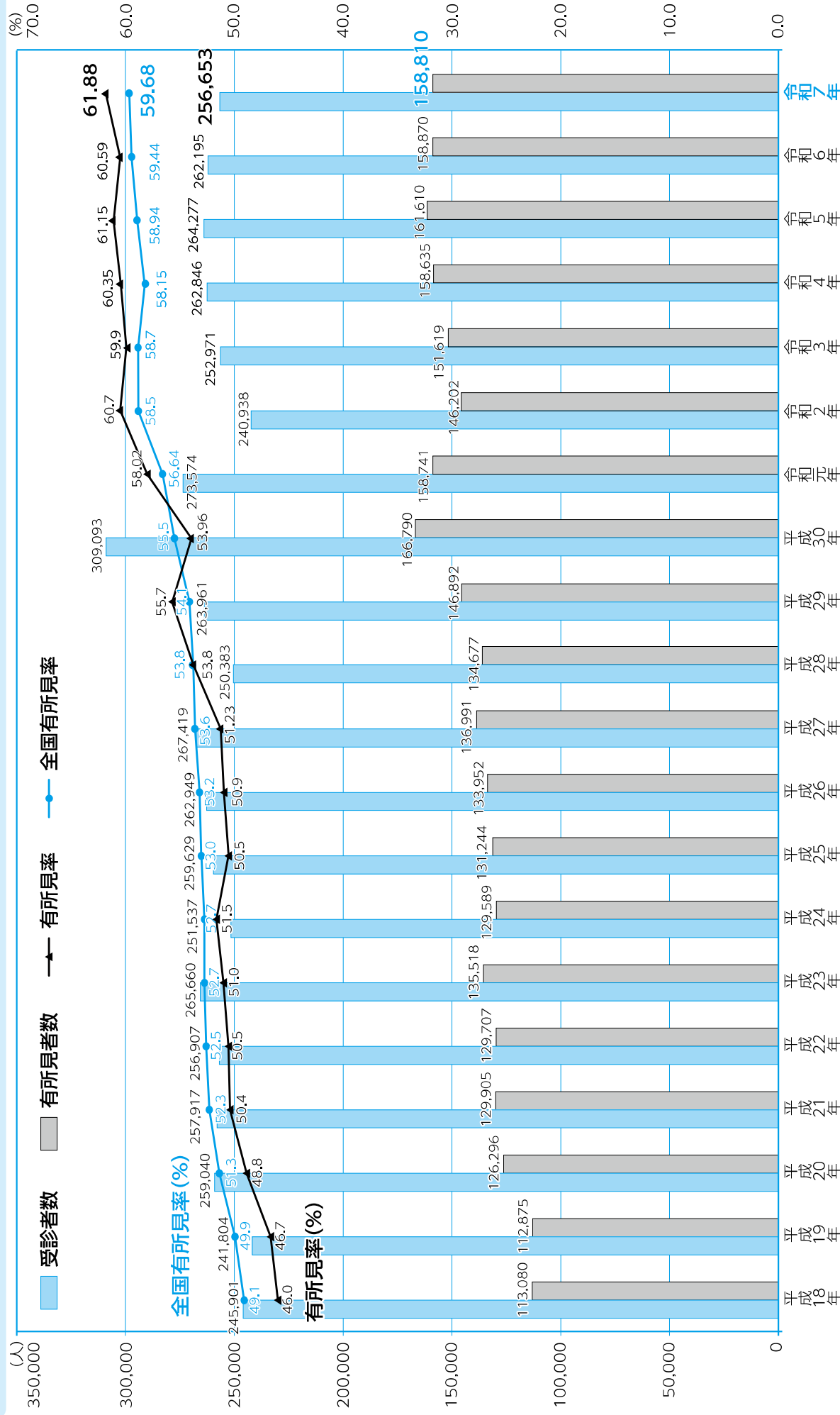
資料：定期健康診断結果報告

- (注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
 2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く）の人数である。
 3 「有所見率」は、所見のあった人数（他覚所見のみを除く）を受診者で割った値である。
 4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である（以下、項目10(23ページ)まで同様）。

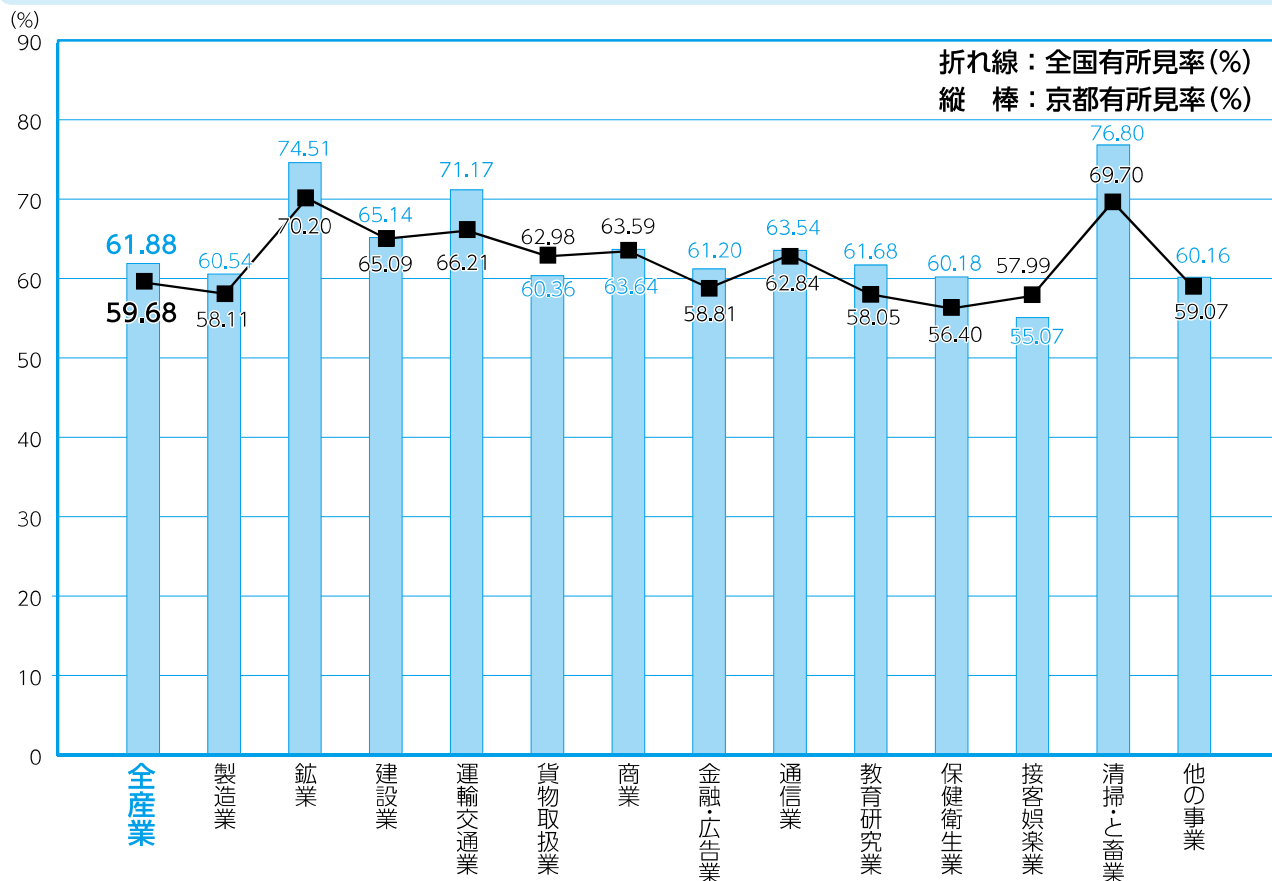
8 定期健康診断の実施状況

令和7年の定期健康診断の有所見率は61.88%で、全国有所見率を2.20ポイント上回った。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率(%)等の推移(過去20年間)

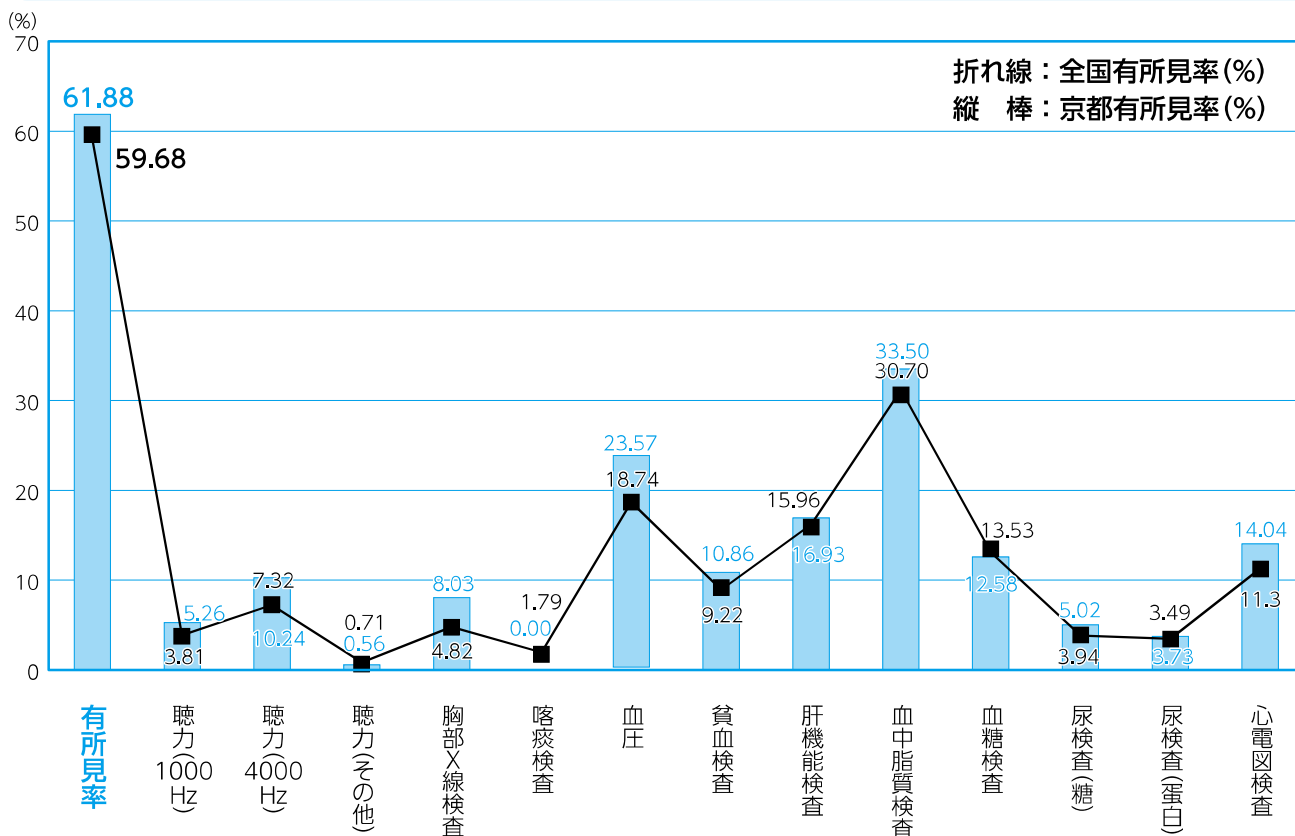


8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (令和7年)



資料：定期健康診断結果報告

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (令和7年 全産業)



資料：定期健康診断結果報告

9 令和7年 特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		2,209	49,719	1,904	3.83	3.60
有機溶剤		846	14,817	581	3.92	3.07
鉛		106	2,165	20	0.92	1.37
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	0.79
電離放射線		303	8,887	1,124	12.65	11.84
除染電離放射線		0	0	0	0.00	14.57
高気圧		2	45	7	15.56	7.58
特定化学物質		855	22,581	168	0.74	1.57
ベンジジン		1	2	0	0.00	25.17
ジクロルベンジジン		2	2	0	0.00	0.91
塩素化ビフェニル		5	59	0	0.00	0.50
オルトトルイジン		1	1	0	0.00	0.71
ジアニシジン		2	3	0	0.00	1.69
ベリリウム		10	97	1	1.03	0.89
アクリルアミド		32	138	0	0.00	0.87
アクリロニトリル		15	56	0	0.00	0.78
アルキル水銀化合物		1	1	0	0.00	1.22
エチレンジイミン		3	16	0	0.00	2.70
塩化ビニル		4	13	0	0.00	4.28
塩素		26	359	0	0.00	0.36
カドミウム		10	133	0	0.00	3.91
クロム酸		69	717	9	1.26	1.23
クロロメチルメチルエーテル		1	1	0	0.00	3.55
五酸化バナジウム		3	118	0	0.00	3.38
コールタール		11	296	0	0.00	0.51
シアン化カリウム		18	225	0	0.00	0.79
シアン化水素		5	70	0	0.00	0.21
シアン化ナトリウム		15	202	0	0.00	1.50
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン		13	150	4	2.67	2.25
臭化メチル		5	36	0	0.00	0.53
重クロム酸		35	324	0	0.00	1.58
水銀		19	105	0	0.00	2.30
トリレンジイソシアネート		17	149	0	0.00	0.51
弗化水素		62	933	0	0.00	0.41
ペータープロピオラクトン		1	3	0	0.00	0.66
ベンゼン		33	186	0	0.00	1.89
ペンタクロルフェノール		1	25	0	0.00	6.50
マゼンタ		2	14	0	0.00	0.98
マンガン		87	1,473	4	0.27	0.96
沃化メチル		6	29	0	0.00	1.28
硫化水素		20	121	0	0.00	0.52
硫酸ジメチル		4	32	0	0.00	4.96
ニッケル化合物		58	1,419	0	0.00	0.49
砒素		25	314	0	0.00	0.99
酸化プロピレン		8	67	0	0.00	0.28
インジウム及びその化合物		46	471	5	1.06	0.66
エチルベンゼン		296	2,314	0	0.00	0.70
コバルト及びその無機化合物		101	2,062	9	0.44	0.47
1・2-ジクロロプロパン		2	18	0	0.00	11.03
クロロホルム		91	1,141	17	1.49	5.50
四塩化炭素		9	53	0	0.00	3.98
1・4-ジオキサン		31	247	6	2.43	5.07
1・2-ジクロロエタン		22	107	2	1.87	4.81
ジクロロメタン		123	1,628	89	5.47	6.52
スチレン		112	639	13	2.03	7.88
1・1・2・2-テトラクロロエタン		6	27	0	0.00	4.14
テトラクロロエチレン		18	35	0	0.00	8.49
トリクロロエチレン		26	145	0	0.00	7.40
メチルイソブチルケトン		171	1,589	1	0.06	0.85
ナフタレン		40	258	1	0.39	0.98
リフラクトリーセラミックファイバー		29	731	2	0.27	1.12
オルトトルイジン		4	15	0	0.00	1.19
三酸化ニアンチモン		25	170	0	0.00	0.46
溶接ビューム		367	3,042	5	0.16	0.85
石綿(アスベスト)		97	1,224	4	0.33	0.87

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和7年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	394	18,504	1,955	10.57%	12.66%
紫外線・赤外線	44	1,296	58	4.48%	4.16%
騒音作業	145	5,570	746	13.39%	18.79%
有機りん剤	1	5	0	0.00%	2.00%
二硫化炭素（有機則適用以 外のものに限る）	1	20	1	5.00%	23.48%
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	2	9	0	0.00%	2.62%
よう素	2	4	0	0.00%	1.89%
超音波溶着機	1	2	1	50.00%	7.29%
メチレンジフェニル イソシアネート	6	31	0	0.00%	1.53%
都市ガス配管工事	1	68	0	0.00%	2.03%
チェーンソー	1	12	4	33.33%	14.98%
チェーンソー以外（振動）	15	770	37	4.81%	6.07%
重量物取扱い作業等 （介護作業等）	164	6,246	869	13.91%	19.84%
引金付工具（頸肩腕）	10	730	25	3.42%	2.25%
VDT作業	37	2,700	214	7.93%	9.39%
レーザー機器	47	1,041	0	0.00%	5.86%

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。京都局で報告のなかった健診の種類は割愛してあります。

11 労働者死傷病報告等労働安全衛生法関係の一部の 手続きの電子申請化が義務化されています

※ 令和7年1月1日から、労働者死傷病報告のほか、
以下の報告等も、電子申請が義務化されています。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を
ご活用いただくことで、スムーズに電子申請ができます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援
サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、**ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直
接電子申請することが可能**です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請など
の場合に再利用が可能です。



＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省ホームページにリンクします



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 京都労働局 ・ 労働基準監督署

12 京都労働局 第14次労働災害防止推進計画

～ 労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて ～

計画期間：2023年度～2027年度（令和5年度から令和9年度）までの5年間

計画の目標

○13次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を5%以上減少させる（コロナ等を除く）。

13次防期間 55人



14次防期間 52人以下

○2022年と比較して2027年までに休業4日以上死傷者数を減少させる（令和4年確定値 コロナ等を除く）。

2022年 2,489人



2027年 2,489人未満

アウトプット指標

アウトカム指標

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策として複数の事項に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。
- ・正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・増加が認められる転倒災害の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を複数行う事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに増加に歯止めをかける。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・建設業の死亡者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%とする。

- ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ・林業における死傷者数を2022年と比較して、2027年までに15%以上減少させる。

2023. 4. 20

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスチェックの実施及び集団分析結果の活用等、メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ・ 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック制度の適切な実施の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年（令和7年）までにそれぞれ80%以上とする。 ・ 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年（令和9年）までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2022年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症による死傷者数を13次防期間内と本推進計画期間内を比較して、減少させる。

※「アウトプット指標」とは … 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標
 ※「アウトカム指標」とは … 達成目標

8つの重点対策	
<p>① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</p> <p>社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進</p>	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p>
<p>② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <p>陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業</p>
<p>③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進</p> <p>メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動</p>
<p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p>	<p>⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <p>化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線</p>

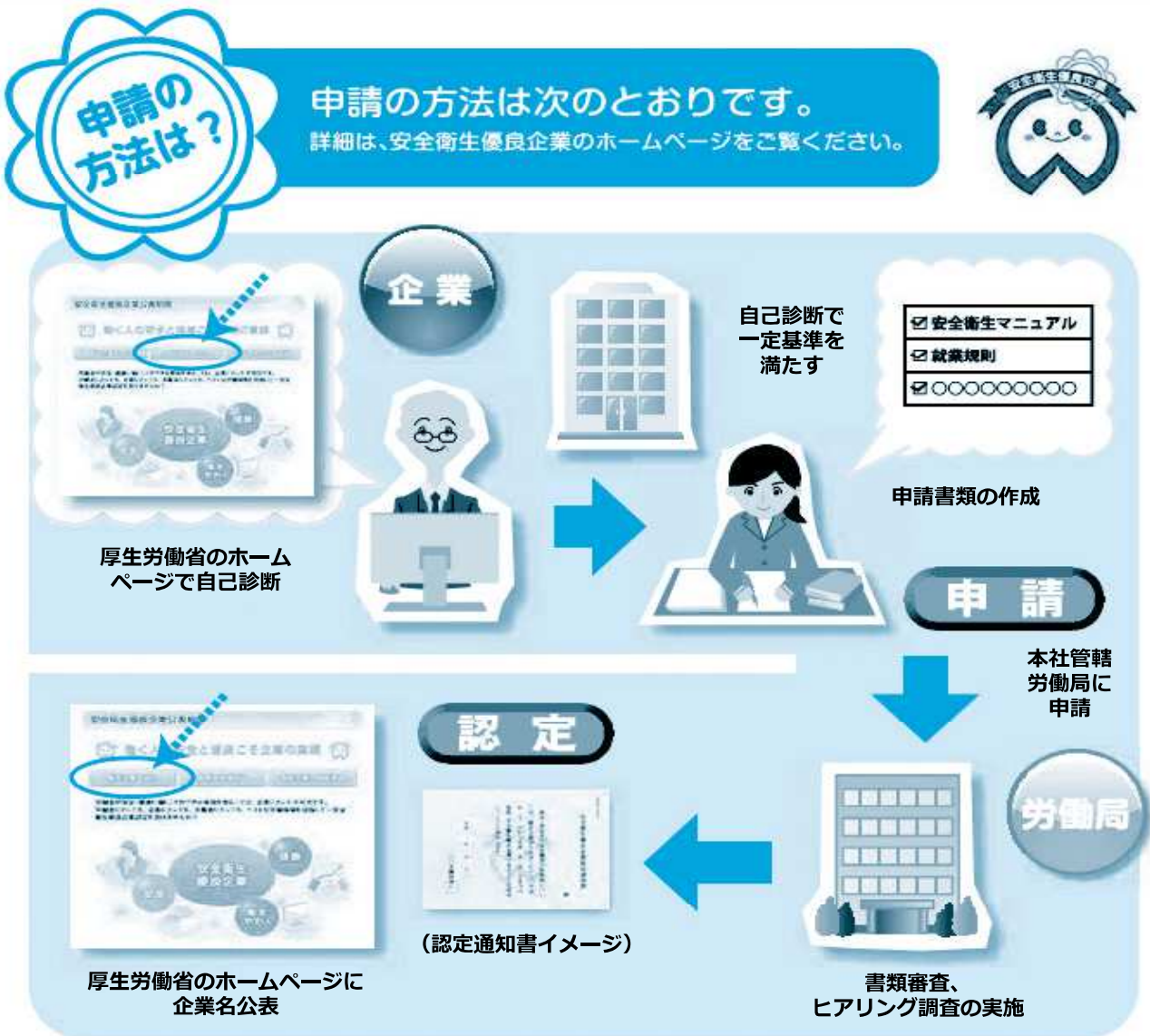


13 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



申請 Q&A

- Q どんな企業が申請できるのですか？
A 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？
A 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q 認定期間は何年ですか？
A 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。
- Q 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？
A ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？
A 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

安全衛生優良企業公表制度

検索

詳細は、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内の「安全衛生優良企業公表制度」のページをご覧ください。
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html




14 SAFE コンソーシアム・SAFEアワードのご案内

「SAFEコンソーシアム」は、労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現のため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めることを目的としており、その中で、労働災害防止に向けた取組を実施している企業や団体等の優良な取組事例を、毎年表彰しています（「SAFEアワード」）。

ぜひ「SAFEコンソーシアム」への加盟及び「SAFEアワード」へのご応募をいただきますよう、お願いいたします。 ※「SAFEアワード」は、「SAFEコンソーシアム」加盟者であれば、業種問わず応募が可能です。

コンソーシアムの趣旨・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees(SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。



加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- 1 加盟メンバーの地位向上(ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信)
- 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信(SAFEアワード)
- 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議・周知啓発(シンポジウム)



SAFE コンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/> →

← 加盟はこちら <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>

SAFE コンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw →



SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りしてします。※複数部門に応募可能です。

(令和7年度受賞事例が公表されています →)



京都労働局では、SAFEコンソーシアム事業との有機的連携を図るため「+safe協議会(小売業)」及び「+safe協議会(介護施設)」を運営しています。

また小売業の事業場に対しては、「京の+SAFE(小売業)Membership制度」を令和8年4月から始めました。

(京の+SAFE(小売業)Membership制度についてはこちら→)



求人・
事業者向け

15 転倒による労働災害防止に 向けた取組の徹底について



～転倒災害のうち78.6%が50歳以上の労働者です～

京都労働局 労働基準部 健康安全課

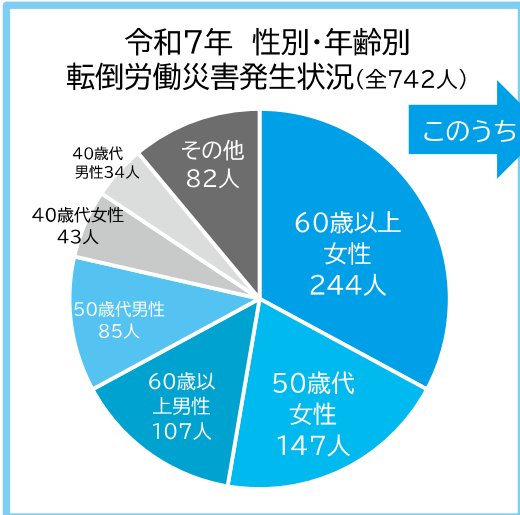


京都労働局管内における令和7年労働災害(死亡又は休業4日以上)の労働災害(新型コロナウイルス感染症関係を除く)による死傷者数は2,694人であり、このうち「転倒」によるものが742人(全体の27.5%)と最も多くなっています。

「転倒」による労働災害に関し、年齢別では、60歳以上の女性が244人と最も多く、次に50歳代の女性が147人、60歳以上の男性が107人、50歳代の男性が85人となっており、「転倒」による労働災害は、(性別を問わず)50歳以上が占める割合は全体の78.6%(うち、60歳以上の高年齢者が占める割合は全体の47.3%)、女性に限ると全体の52.7%と、「転倒」による労働災害は、性別や年齢を重ねることによって発生する危険性が大きくなることが顕著に表れています。

法改正により、令和8年4月1日から、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりましたので、高年齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針[令和8年2月10日公示])に基づき、高年齢者の就労状況、業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等の支援も活用しながら、実施可能な労働災害防止対策から積極的に取り組みましょう。

エイジフレンドリー指針・通達、各対策等▼
(厚労省HP)



【転倒による怪我の態様】

- 骨折 519人(全体の69.9%)
- 打撲傷 106人(同14.3%)
- 関節の障害 88人(同11.9%)など

【骨折による平均休業日数】

(※労働者死傷病報告による休業見込日数)

55日



エイジフレンドリー指針を踏まえ事業者等が特に留意すべき取組事項

職場における作業環境等の点検・改善

本リーフレット裏面の「転倒による主な労働災害の原因と対策」を基に各職場の作業環境等の点検・改善を行いましょ。なお、厚生労働省では、安全衛生に関する専門家を活用したりスクアセスメントの実施を前提とした上で、高年齢者の労働災害防止のための施設、設備等改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」を設けていますので、同補助金の活用も検討し、効果的に職場環境の改善を進めましょ。

安全衛生教育の実施

高年齢者など転倒による労働災害が発生する危険性が大きい労働者に対する教育は、自らの身体機能の低下が労働災害の危険性につながることの自覚を促し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させるため、時間をかけながら、写真や図・映像等文字以外の情報を活用しながら行いましょ。また、特に高年齢者が再雇用や再就職等により、経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を実施しましょ。

エイジフレンドリー補助金▼(厚労省HP)








転倒災害防止対策の資料・教材等▼
(職場の安全サイトHP)

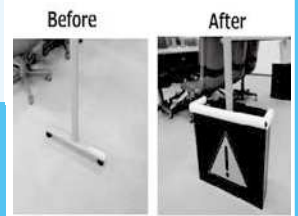


転倒による主な労働災害の原因と対策





1 「つまずき」による転倒

対策の確認	原因	労働災害事例と対策
<input type="checkbox"/>	(なし)	何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 【対策】 転倒や怪我をしにくい身体づくり のための運動プログラム等の導入 ▶
<input type="checkbox"/>		作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 【対策】バックヤード等も含めた 整理、整頓 (物を置く場所の指定)の徹底 ▶
<input type="checkbox"/>		通路等の凹凸につまずいて転倒 【対策】敷地内(特に従業員用通路)の 凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険)を把握し、その 解消 ▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒 【対策】適切な通路の設定、敷地内駐車場等の路面上の 障害物 (車止め等)の「見える化」▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路上の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 【対策】設備、什器等の 角 の「見える化」▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い 【対策】転倒原因とならないよう、 電気コード等 の引き回しの ルール の設定及び当該ルールの 遵守徹底

毎日3分でできる、転びにくい体をつくる職場エクササイズ(厚労省YouTube)



2 「滑り」による転倒

対策の確認	原因	労働災害事例と対策
<input type="checkbox"/>		凍結した通路等で滑って転倒 【対策】 通路の除雪・融雪 、凍結しやすい箇所に融雪マット等の設置 ▶
<input type="checkbox"/>		作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 【対策】水、洗剤、油等が こぼれていることのない状態を維持 ▶ (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
<input type="checkbox"/>		水場(食品加工場等)で滑って転倒 【対策】滑りにくい履き物の使用[労働安全衛生規則第558条]、 防滑床材・防滑グレーチング等 の導入(摩耗している場合は再施工)、隣接エリアまで濡れないよう処置 ▶
<input type="checkbox"/>		雨で濡れた通路等で滑って転倒 【対策】雨天時に 滑りやすい敷地内の場所を把握 し、防滑処置等の対策実施




~各業種事例集より抜粋~



京の 転倒災害 防止対策

(京都労働局内関連ページの二次元コード▲)

通路であることを明示(区分け)し整理整頓



トラロープで通路上の傾斜箇所視認性向上

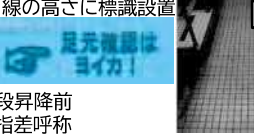
足元ヨシ!

目線の高さに標識設置

階段昇降前に指差呼称を行い慌てず階段昇降


指差確認 階段前に標識設置

施工前



浴室内の転倒防止のため、①洗浄→②薬液でタイル表面摩擦力増→③定期清掃で摩擦力維持

施工後



16 高齢者の労働災害防止のための指針の概要 (エイジフレンドリー指針)

厚生労働省は、令和8年2月に「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針。以下「指針」)を公表しました。

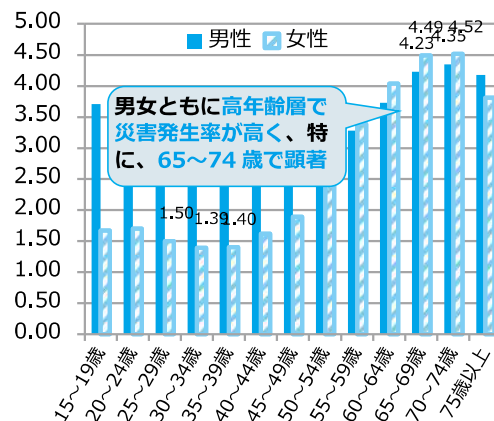
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上¹の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(令和3年は25.7%)
- 労働者千人当たりの労働災害件数(千人率)では、男女ともに若年層に比べ、高齢層で高い。
(30歳前後の最小値と比べ65~74歳では男性2倍、女性3倍)。
- 京都労働局における令和7年の休業4日以上¹の死傷者数は2694人でしたが、60歳以上の労働者の占める割合は31.4%、50歳以上では59.1%となり、京都府内での労働災害の5人に3人は50歳以上の労働者で発生しています。

<年齢別・男女別の労働災害発生率(千人率) 令和3年>

出典：労働力調査(基本集計・年次・2021年)、労働者死傷病報告(令和3年)



➡ 高齢者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要です

新たに公表された指針では、事業者が講ずべき措置として以下の取組が求められています。

- 1 安全衛生管理体制の確立
 - (1) 安全衛生管理体制の確立等
 - (2) 危険減の特定等のリスクアセスメント
- 2 職場環境の改善
 - (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - (2) 高齢者の特性を考慮した作業環境
- 3 高齢者の健康や体力の状況の把握
 - (1) 健康状態の把握
 - (2) 体力の状況の把握
 - (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
- 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応
 - (1) 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - (2) 高齢者の状況に応じた業務の提供
 - (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- 5 安全衛生教育
 - (1) 高齢者に対する教育
 - (2) 管理監督者等に対する教育

国・関係団体等による支援も活用して高齢者が安心・安全に働ける職場づくりを実現しましょう。

- 中小企業や第三次産業の事業場における高齢労働者労働災害防止対策の取組事例の活用
- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- 補助金の活用
- 社会的評価を高める仕組みの活用
- 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

エイジフレンドリー補助金

エイジフレンドリー補助金は、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、**中小企業事業者による高齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。**

令和8年度も予定していますので、ぜひご活用ください。

※ この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。

※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、**厚生労働省ホームページをご確認ください**（右の二次元コードから令和7年度の案内ページにアクセスできます）。



高齢労働者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「**危険源**」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

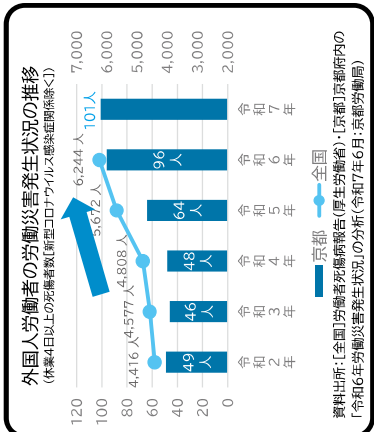
高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](https://www.jashcon.or.jp/contents/)に掲載しています



17 外国人労働者に適切な安全衛生教育等を実施しましょう

～専用の安全衛生教育教材、表示等を活用した労働災害防止対策のススメ～

京都労働局健康安全課



近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が十分でないこと、そのため職場の危険・有害性が正しく伝達・理解されていないこと等が考えられます。

このことから、外国人労働者の労働災害を防止するためには、外国人労働者に安全衛生教育の内容や職場の労働災害防止対策の内容を確実に理解してもらうことが重要です。

外国人労働者を雇用している事業主、外国人労働者を管理・指揮している職場の管理者、職長、リーダー等は、まずは、以下の「外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表」により、外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表に実施されているか、十分であるかを確認するとともに、厚生労働省が作成・公開している専用の外国人労働者向けの安全衛生教育教材、表示等を活用して、言語や文化の違い、業務経験の浅さといった外国人労働者の属性に左右されることがない安全で健康な職場環境を整えましょう。



外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表	確認
1 安全衛生教育の実施 (雇入れ時、作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2 作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解 労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
★ 理解度の把握 上記の1～4の教育内容や作業手順等について外国人労働者が理解できているか、把握していますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格等の所持 労働安全衛生法上の免許、技能講習、特別教育が必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

外国人労働者の安全衛生管理のためのセミナー、教育教材等

厚生労働省は、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説する全国会場やオンラインでのセミナーの開催、外国人労働者にも理解しやすい安全衛生教育教材や表示等を作成・公開しています。外国人労働者を雇用する場合には、同セミナーの活用や裏面の教材・表示を基に外国人労働者に職場の危険・有害性を理解させるなど、労使一体で労働災害ゼロ職場を構築しましょう。

外国人労働者の安全衛生管理
(厚生労働省ホームページ内「アークセ」用URL、二次元コード)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



R8.4

マンガ・動画教材 最大14言語に対応の業種作業等(17種+共通1種)教材

初めて職場の安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材(マンガ・動画教材)を作成しています。日本語教材もありますが、日本人のパート、アルバイト、新入社員の方にも活用いただけます。

(例)転倒防止の注意[マンガ教材]:14言語対応(画像は、日本語・英語・ベトナム語)

テキスト・動画教材 建設業・農業・漁業・造船向け教材(11言語対応)

建設業、農業、漁業、造船・船用向け視覚教材(テキスト・動画教材)を作成しています。日本語教材もありますが、他業種も現場の安全衛生について初めて又は改めて学ぶ日本人の方にも活用いただけます。特に建設業編は、4つの共通事項(※1)と7つの業種(※2)及び作業ごと(※3)の5工程)に作成しており、関係する担当作業を組み合わせることで、現場に応じた各専門事業者独自の視覚教材としてもご利用いただけます。

※1 ①建設現場全般、②メンタルハラスメント対策、③熱中症対策、④電線放射線障害防止対策
※2 ①型枠施工業務、②左官業務及び内装仕上げ業務、③コンクリート圧送業務、④トンネル推進工業務、建設機械施工業務及び土工業務、⑤屋根かさ業務、⑥電気通信業務、⑦鉄筋施工業務及び鉄筋継手業務

(例)建設業の視覚教材(テキスト):11言語対応(画像は、日本語のメンタルハラスメント対策、型枠施工業務の自立等作業工程、電気通信業務の高所作業工程)

厚生労働省ホームページより
本テキスト・動画教材が確認いただけます。
二次元コード▼

(URL)
https://www.mhlw.go.jp/stf/saisakunitsuite/bunya/0000186714_000008.html

表示(イラスト、注意喚起文)画像 イラスト全35種×注意喚起文全17種(10言語対応)

職場内掲示文等を使用して外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラストと、それらと組み合わせる外国語による注意喚起文の画像がダウンロード可能です。

機械がうごいているときは手はさわらないでください
注意喚起文 [上]やさしい日本語
[下]ベトナム語
Không chạm tay vào khi máy đang chạy
注意喚起文例抜粋(全17種)(10言語)

イラスト例抜粋(全35種)

[備考事項]労働災害のリスク低減措置は、法定に定められた事項の遵守、危険な作業の禁止・変更等により危険性を除去する等の本質的対策、インターロック、覆い等の設置等の工学的対策が優先です。本イラスト及び注意喚起文は、これらの対策でも除去できないリスクについて、外国人労働者が直感的に理解し、リスクを回避する行動がとられることを期待するものです。また、イラスト及び注意喚起文の受け止め方には、個人差等があるため、外国人労働者に対して、どのように解釈したかなどを確認し、適切なイラストや注意喚起文を選択してください。

18 全ての事業主の方へ

令和8年
4月から病気を抱える労働者の
治療と就業の両立支援
が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

イメージキャラクター
ちりょうさ

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都労働局・管下労働基準監督署

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

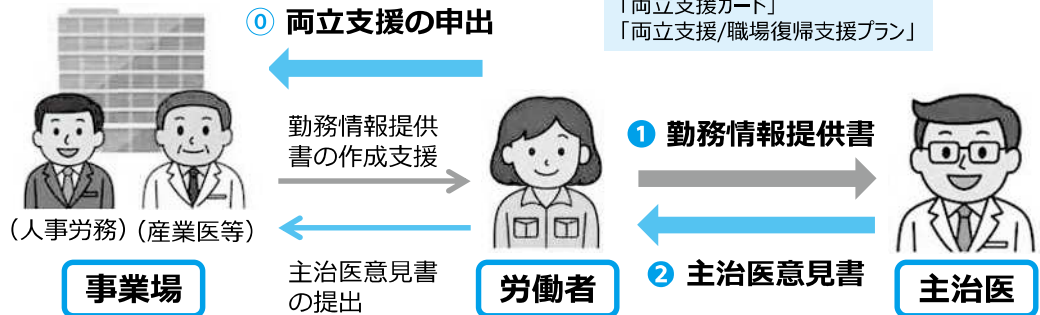
- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**

・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供等を行っています。

(令和8年3月)



「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

事業者用

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

① 疾病を抱える労働者の状況

- 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院しています。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超えており、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向にあります。
- 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所の割合は約4割。

② 疾病を抱える労働者の就業可能性の向上

- 治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病の生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。
- 病気＝離職とは限らなくなっています。

③ 病気になった人も仕事を続けたい！

- 仕事をもちながらがんて通院している労働者の数は約45万人。
- 生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいになります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？
辞められたら困る！



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- 貴重な人材資源の喪失が防げる
- 継続的な人材の確保、人材の定着
- 労働者のモチベーション・帰属意識の向上による労働生産性の維持・向上
- 健康経営の実現、充実した福利厚生制度のPR
- 多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- 治療を受けながら仕事が続けられる
- 継続して収入が得られる
- 仕事による社会貢献や自己実現
- 仕事に対するモチベーションの向上、安心感



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係労使団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

（R6.3）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451番地	075-241-3221	平日 8時30分～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談）独立行政法人労働者健康安全機構 ※労働者健康安全機構のホームページで「団体経由産業保健活動推進助成金」をご確認ください。		（ナビダイヤル） 0570-783046	平日 9時～16時 13時～18時

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

（独）労働者健康安全機構が、産業保健活動総合支援事業費補助金の一部で行う助成金の制度です。

助成対象 商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体（労働保険事務組合等）

助成対象事業 傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う、産業保健サービスの提供事業

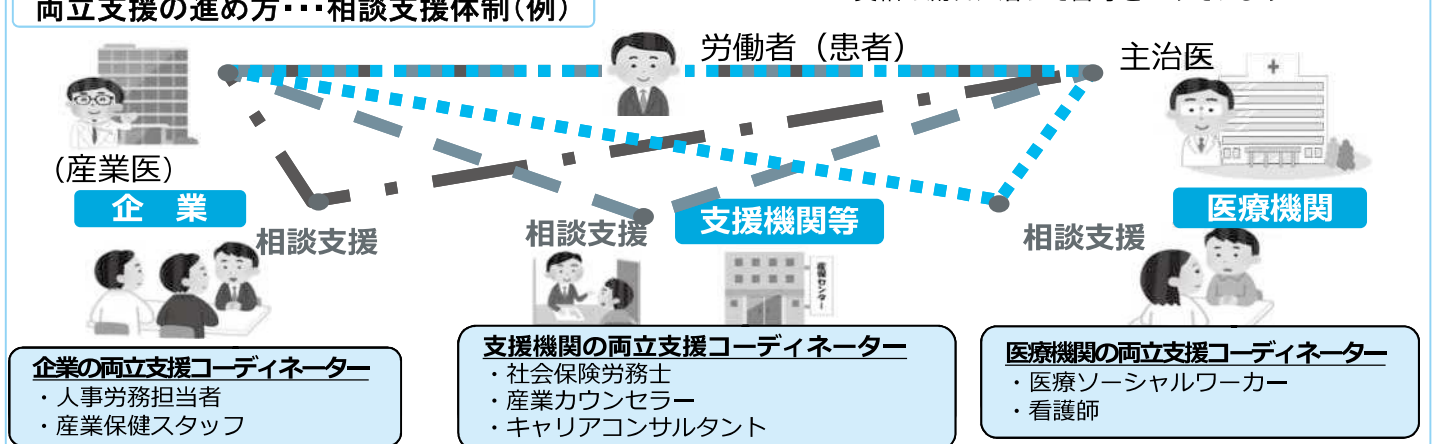
（医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による支援等）

助成額 年度・申請時期で異なります。



両立支援の進め方・・・相談支援体制(例)

支給の流れに沿って番号をつけています



(R6.3)

19 労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ス
ト
レ
ス
は
見
え
ま
せ
ん
。
チ
ェ
ッ
ク
し
ま
し
よ
う
。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

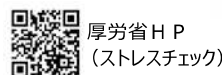
- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの簡略版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



(令和8年3月)

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さまへ

20 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。 ※船舶は鋼製のものに限りません。以下、本資料において同様。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 事前調査・分析調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～、工作物の事前調査のみ令和8年1月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
 - 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホモ可）で報告することが義務です
- ### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制
- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です
- ### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制
- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
 - 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
 - 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です
 - 石綿の切断等の作業を行うなどの場合、石綿等を湿潤な状態にする、除じん性能付き電動工具を使用するなどの発散防止措置が義務です。
- ### 写真等による作業の実施状況の記録
- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事	
	建築物	工作物	建築物	工作物
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	●	●	※5
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●	●	●	※1 ●
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●	●	●	※4 ●

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
 ※2 特定工作物の解体工事または改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る
 ※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
 ※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
 建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。
 ※5 令和8年1月1日から施行（対象は告示で定められる一部の工作物）。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	作業の種類		吹付石綿、保温材等の除去等		板第1種の破砕等		仕上塗材の電動工具による除去		スレート板等の成形品の除去	
	事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業場所に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業場所の隔離	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業時に建材を湿潤な状態にする、電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
関係者以外の立ち入り禁止・表示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
作業場に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(R6.4)

令和7年4月1日から

規模・業種にかかわらず対象

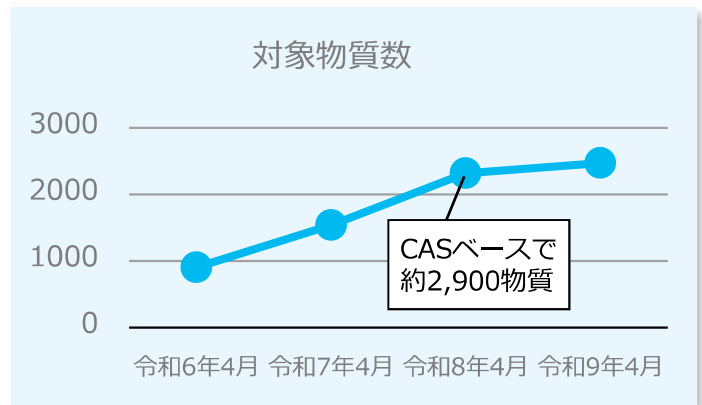
21 化学物質リスクアセスメント等の 対象となる物質が追加されます

京都労働局 労働基準部 健康安全課

国内では数万種類の化学物質が流通し、危険性や有害性が不明な物質も多数含まれます。化学物質による労働災害は、薬傷、急性中毒のほか、がん等の遅発性疾病も後を絶たないことから、新たな化学物質規制がスタートし、令和6年4月から全面施行されています。

ラベル表示、安全データシート（SDS）交付及び化学物質リスクアセスメントの対象物質は、新たな化学物質規制開始前は674物質であり、令和7年3月時点で896物質でしたが、

- ・ 令和7年4月に約1,500物質に拡大され、その後、
 - ・ 令和8年4月に約2,300物質
 - ・ 令和9年4月に約2,500物質
- まで拡大される予定が既に決定されています。



「新たな化学物質規制」については、以下のページをご参照ください。



① 厚生労働省「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

令和9年4月追加対象物質が、令和7年2月19日に決定されており、中には「次亜塩素酸ナトリウム」のように第三次産業でもよく使用される物質も含まれています。

化学物質リスクアセスメント等の対象物質リストが掲載（令和9年追加の対象物質も掲載予定）されているほか、法令、告示、通達、皮膚障害等防止用保護具の対象リスト・選定マニュアル、講習動画等もあります。



令和6年4月分対象追加物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001039137.xlsx> →

← 令和7年4月・令和8年4月分対象追加後物質リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>



② 厚生労働省ポータルサイト「職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

化学物質による労働災害の事例、管理の進め方等について掲載しています。

③ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 「職場の化学物質管理総合サイト ケミサポ」

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



化学物質管理の進め方、化学物質管理デジタルブック等の資料があります。



④ 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内「化学物質」のページ

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

化学物質リスクアセスメント支援ツール、モデルラベル・SDS等を掲載しています。

「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職務巡回やパトロールの採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業員離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

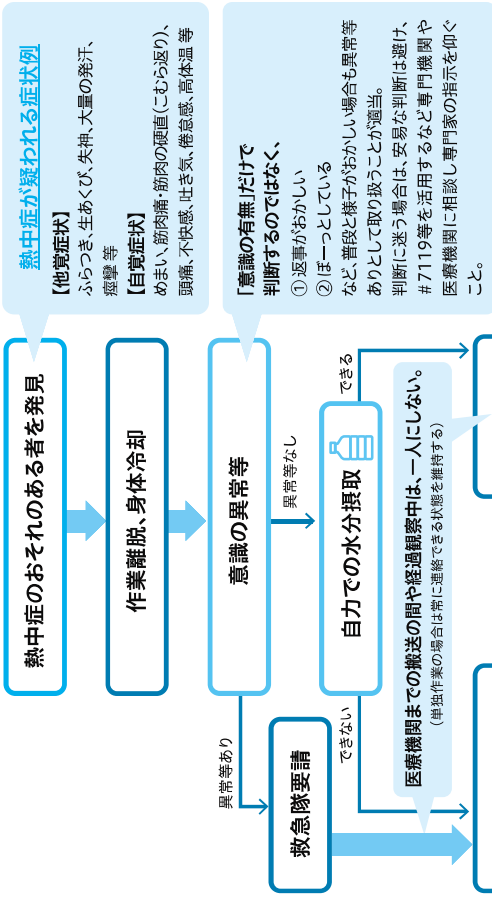
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



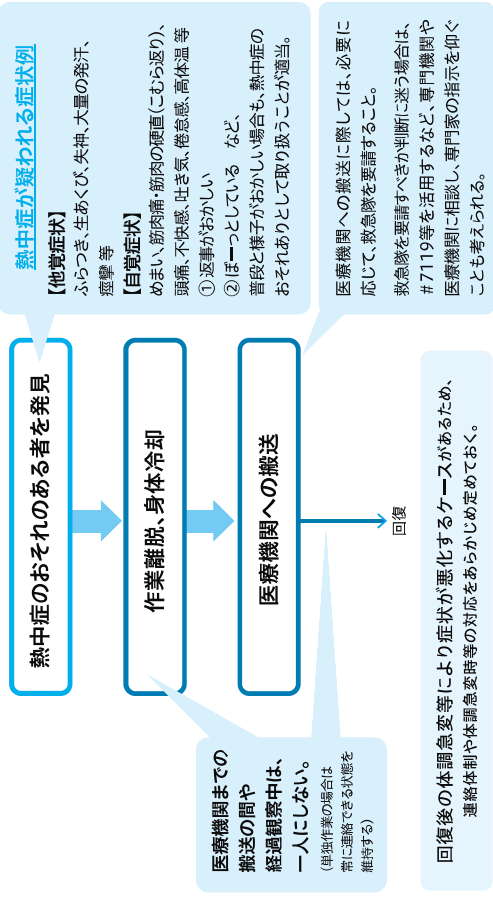
熱中症が疑われる症状例
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ひとつとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等
① 返事がおかしい
② ひとつとしている など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間、経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきが判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

23 お役立ちリンク集（安全・衛生）



厚生労働省ホームページ

「職場のあんぜんサイト」

…労働災害統計、労働災害事例、各種教材・ツール
化学物質対策へのリンク等があります



厚生労働省ホームページ

「転倒災害の防止」

…リーフレット、事例集、動画等があります



厚生労働省ホームページ

「高齢労働者の安全衛生対策について」

…高齢者の労働災害防止のための指針、エイジフレンド
リー補助金事業」を含む資料・リーフレット等があります



厚生労働省ホームページ

「外国人労働者の安全衛生管理」

…パンフレット、外国人労働者向け教材等があります



厚生労働省ホームページ

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 （職場における熱中症予防対策）

…キャンペーン実施要綱、リーフレット、関連ページ
へのリンク等があります



厚生労働省ホームページ

「治療と仕事の両立支援ナビ」

…治療と就業の両立支援指針、リーフレット、
各種マニュアル、ハンドブック、取組事例等があります



厚生労働省ホームページ

「ストレスチェック制度・メンタルヘルス対策」

…ストレスチェックの実施方法等について、事業者
（50人以上、50人未満）、労働者、面接指導担当医師、
実施期間向けのマニュアル、リーフレット、
相談窓口へのリンク等があります



京都産業保健総合支援センターホームページ

…センター事業の概要、相談窓口、研修・セミナーの案内
新着情報、労働者数50人未満の事業場向け産業保健
サービスを展開する地域産業保健センター窓口
（府内7か所）の案内等があります

